

中世後期における 山城国上久世荘の農業生産

西 谷 正 浩*

はじめに

山城国乙訓郡上久世荘は、桂川の右岸（西側）に面する。桂川右岸一帯は、中世には西岡とよばれた。本稿の主たる目的は、中世後期における上久世荘の水田の農業生産力をできるだけ具体的に明らかにすることにある。近世になると、大河川下流域の開発が進んで水田の分布状況も大きく変化するが、中世の代表的な水田地帯は、上久世荘のような、河川中流域の平野部であった。桂川沿いに所在する同荘は、中世の典型的な水田稲作地域であって、同様な地理的環境にある諸荘園の農業生産力を考える際のサンプルとなる。

中世の農業生産のトレンドをめぐる議論は、気候環境論の隆盛とともに、新たな学説がいくつも立てられ、盤石視された従来の通説は、著しく権威を低下させた。一方、気候変動から農業生産の変化を説く論者たちの見解には、解消しがたい齟齬があるにも関わらず、相互的な検討をへておらず、「気候環境からみた日本中世社会像は透明さを欠いている」といわざるをえない（田村 2015, pp.264-66）。本稿では、気候変動を論じるところはないが、中世の農業生産力の趨勢については、一定の方向性を提示することをめざしたい。

本稿は、以下の順序で論を進める。第 1 章では、耕地状況や年貢の納入状況

* 福岡大学人文学部教授

など、上久世荘の概要を示す。第2・3章では、水田稲作に関して、個別田地の反収および荘全体の生産力を推計する。また併せて、その収益の分配についても考察する。第4章では、上久世荘の農事史料を紹介するとともに、水田稲作の農作業の過程を提示したい。さらに第5章では、水田二毛作について考察する。

1 上久世荘の概要

1.1 耕地と集落

上久世荘は乙訓郡条里の十三条に所在し、幅がおよそ東西12町・南北6町で、総面積は約72町におよぶ。鎌倉後期には北条氏得宗家領であったが、幕府滅亡後は一時期、清華家の久我家が領有した。足利尊氏が、建武3(1336)年7月、東寺鎮守八幡宮に久世上下荘の地頭職を寄進した。東寺は暦応3(1340)年に実検を実施し、ここから本格的な東寺の支配がはじまる。東寺領上久世荘の荘域は近世の上久世村と重なり、山城国の荘園では珍しく一円性を有した(上島1970, 田中1995)。上久世荘は、室町期の史料に上久世村・上久世郷ともみえる。東寺から徒歩で1時間ほどの距離にあった。

ここでは、領主の土地台帳を用いて上久世荘の耕地・集落の状況をみる。表1には、上久世荘の耕地面積を記した史料を掲げた。耕地の全貌を示すのは、得宗領時代の元亨4(1324)年4月日「上久世荘田数并年貢以下色々目安注文案」(「東寺百合文書」な79-2。以下、「東寺百合文書」は「東百」と略記する)と、東寺支配の出発点となる暦応4(1341)年2月29日「上久世荘田地実検目録案」(東百レ35)の2通である(他は総面積不明)。耕地面積は60町に達し、寺社敷地・屋敷地や道・溝などを除けば、すでに鎌倉末期までに、少なくとも面的には、耕作可能な土地はほぼ開発されつくされていたようすが知られる。

暦応4年目録案によって荘の概要を示そう*¹。田地546反340歩、畠・畠田65反310歩、新田10反120歩で、総耕地面積623反50歩。年貢米(定米)226

表 1 上久世荘の耕地面積

年 代	元亨 4 (1324)	暦応 4 (1341)	延文 2 (1357)	応永 4 (1397)	永正 4 (1507)
文書名	田数并年貢以下 色々目安注文案	田地実検目録案	百姓名々寄帳案	田数目録	散用帳
典 拠	東百な 79-2	東百レ 35	東百ま 4	東百を 34	東百の 50
田地 畠・畠田 新田	531 ^反 140 ^歩 81 ^反 030 ^歩	546 ^反 340 ^歩 65 ^反 310 ^歩 10 ^反 120 ^歩	516 ^反 020 ^歩 15 ^反 000 ^歩 8 ^反 090 ^歩	546 ^反 340 ^歩	572 ^反 210 ^歩
耕地面積	612 ^反 170 ^歩	623 ^反 050 ^歩			

注) 暦応 4 年の新田の面積は、暦応 4 年 2 月 29 日「上久世実検田地名寄帳」（東百ひ 8）によった。
 暦応 4 年の畠・畠田の面積は、畠（平畠）51 反 190 歩、畠田 14 反 120 歩。

石 3 斗 6 升 7 勺*²、畠地子 13 石 4 斗 3 升 3 合 7 勺。諸公事等が草用途 23 貫 630 文、職事銭 1 貫 980 文、六月八講用途 3 貫 940 文、茄子銭 930 文、人夫 1200 人代 8 貫 600 文、糠 28 石、藁 2135 束 5 把代 6 貫 408 文という。畠地子は年に 2 度、夏に麦、秋に蕎麦を徴収した（暦応 4 年 2 月 29 日「上久世田地実検畠名寄帳」〈東百ひ 9〉）。夏・秋ともに反別 1 斗の賦課である。畠田は畠に含まれ、そのなかで一般の「平畠」と「畠田」に分類される。畠田には夏に麦、秋に米を課した（米は反別 1 斗）。秋米は陸稲だろう。通常、畠田は「畠地の水田化の経過的な地目」と理解されているが（黒田 1984, pp.79, 高橋一樹 2015）、この畠田は、陸稲を生産する二毛作の畠となり、性格が異なる。なお、後に寺内の需要から人夫役・藁が現物納となるが、ここでみたところが領主支配の基本的枠組みとして継承された。

応永年間ごろには、年貢米はやや増えて 228 石 4 斗 4 升 5 合 5 勺と定まり、以降これが年貢高の規模となった（後に流田 120 歩の得点を加算して 228 石 7 斗 1 升 2 合 5 勺と表示された）。ここから定免として綾戸宮粽・神楽米、藏王堂鐘突給や井料を差し引き、さらに時に応じて流田・損免・臨時の井料などの控除が認められた。そして応永 34 (1427) 年、公文職に復帰した舞田氏より公文得分のなかから毎年米 20 石が寄進され、これによって翌年からは、年貢米は実質的に 20 石の割り増しとなった（応永 34 年 10 月 5 日「舞田慶貞請文案」〈東百京

93))。ちなみに、天正 13 (1585) 年 8 月 29 日「上久世東寺領年貢指出」(東百ヶ 216) では、年貢高を 228 石 7 斗 1 升 2 合とし、年々川成 29 石余、井料 24 石などを差し引き、160 石余を上久世村から東寺に納めるべき分として計上する。

さて、集落のようすをみよう。暦応 4 年目録では、在家 23 宇で、その敷地が 17 反という。康正 2 (1456) 年 6 月 27 日「久世上下荘造内裏棟別段銭請取」(東百な 185) では、上下荘で棟数 195 軒を数え、かつ上荘のほうが人口が多いから、この在家 23 宇とは、建物の総数ではなく、敷地つきの家の軒数とみられる。

中世前期の村は、家々の分布密度が低い散村(疎塊村)的な集落形態をとったが、13 世紀後半以降、大きな時期的な地域差を含みつつ、集村化をとげたことが明らかにされている(金田 1985, 水野 2000, 湯浅 2015 など)。上久世荘でも辻垣内・奥垣内・南垣内・太郎垣内・御所垣内など複数の垣内が確認され、鎌倉期には、村人たちが散在して暮らしたようすがうかがえる。しかし室町期には、その多くは住居地としての機能を失い、地名として跡をとどめるばかりとなる。近畿地方では、鎌倉後期が集村化の画期とされるが、ここでもすでに 14 世紀前半には、近世・近代につながる集落の姿が現れたとみてよい。上久世荘は、桂川が形成した沖積平野の自然堤防帯(氾濫原)に位置する。集村化した上久世村では、洪水が砂礫を堆積させて高まりとなった自然堤防(島)上に家々が集まり、その周りを美田地帯が取り囲んでいるが、これはまた地域の村々の景観でもあった。

日本の水田の大半が分布する沖積平野は、河川の堆積作用によって形成された。沖積平野の自然堤防帯は、中世における水田稲作の最適地であったが、これと同時に、河川氾濫が形成した微細な地形条件が、中世前期に広汎かつ顕著にみられる、不均質・不安定な耕地状況を決定づけていた(金田 1987)。鎌倉期の開発の基本的方向は、こうした微地形条件を克服して所領の満作を実現することにあつたとされる。14 世紀前半の上久世荘では、中世前期的な耕地状況の改善が進むとともに、面的な満作化はすでに達成されていた。

1.2 灌漑施設の状況

水田の安定化には灌漑条件の整備を要する。中世後期の上久世の水田は、2つの用水によってまかなわれた。暦応3（1340）年11月「上久世荘図」（『教王護国寺文書』絵図1号。以下、『教王護国寺文書』は「教王」と略記する）は、当地の灌漑状況を示す好個の素材である。附図はこれから作成した。玉城玲子の労作（玉城2003）を導きに概要を述べよう*3。

絵図には4本の用水路を描くが、上久世に直接関係するのは、西（左）から数えて1本目と4本目（最東）の用水である。荘のなかでは標高の高い西側の地域に給水する、3つに分岐した用水を「西田井」、川寄りを通る用水を「東

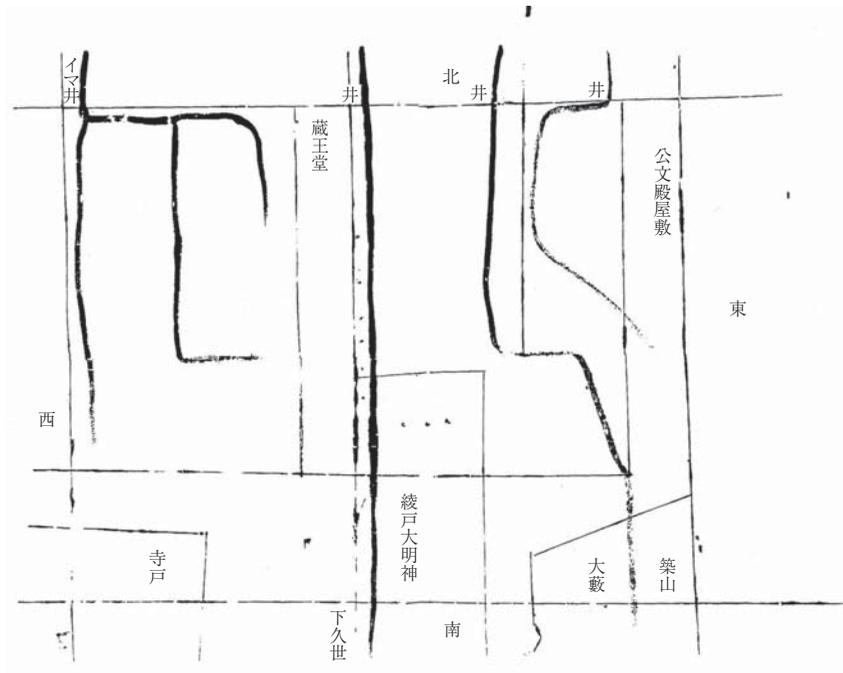


図 上久世荘の用水

注）暦応3年11月「上久世荘図」（教王絵図1号）を一部改変した。

田井」とよぶ。低地にある東田井の灌漑地域は、桂川の洪水の被害をしばしばうけた。一方、莊中央をまっすぐ南下する2本目は「下久世井」と称され、上久世莊は取水しない。3本目は、「西岡^(高羽)たかはね井用水差図」(東百レ385)の「おほやふ井^(大藪)」とみられる。

西田井を「上久世莊図」は「イマ井」と注記するが、これは西岡11ヶ郷を養った今井用水を意味する。今井用水は、「莊図」が作られた暦応3年を下限に、14世紀前半に成立したとされる(玉城2003, pp.254)。梅津莊前の「大井手」(井堰)から取水する今井用水には、「上方井関」から5ヶ郷(下桂・下津林・河嶋・上久世・寺戸)に引水し、強力な水利権を有する、いわば本線にあたる「今井」と、「下方井手」から6ヶ郷(下桂・牛瀬・大藪・下久世・築山と上久世か)に引水する、分線にあたる「高羽井」とが存在した。高羽井の誕生は明確ではないが、高羽井のさらに分線である3用水(下久世井・大藪井・東田井)がすでに「莊図」に描かれている。そうすると、高羽井も本線の今井と近い時期に成立し、早くから上久世莊の東側を灌漑していたとみてよいだろう*4。

14世紀前半の今井用水の成立は、西岡地域の水利体系を刷新する画期となり、農業生産の発展をもたらした。下久世との莊境に近く、下久世井の通路と交わると推定される、上久世莊の字名「池内」(池ノ内)は、字名の全面積が領主の直営地(佃)であって、また周りよりもやや高度が低い*5。おそらくこの場所は、地名が表すように、下久世莊の灌漑池であったものを(位置的に上久世の灌漑には利用できない)、用水路の建設に伴い、用のなくなった池地をかさ上げして直営田としたのだろう。このように水利体系の改変を契機として、西岡の村々の農業と景観は大小様々な変化とげていった。

さらにその後も、水利改善の努力は続けられた。中世の用水相論で有名な地藏河原用水は、下桂付近で取水し、牛瀬で高羽井と合流して上久世に降る。今井に比して権利が弱く、水不足になりがちな高羽井の状況を緩和するために地藏河原用水が造られたのは、永享6(1434)年のこととみられる。領主の議事

録は「一、牛瀬新井料事」（「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享6年9月29日条〈東百ワ49〉）と、そっけなく事書だけを載せるが、当年度分の上久世荘算用状から「牛瀬ノ高羽新井料」「桂荘井料」等の名目で井料（本銭333文）が恒常的に控除されたのは、新用水の構築に即していよう*⁶（教王1171号、東百む28・む43）。また、明応3（1494）年におこった石清水八幡宮領西八条荘と西岡5ヶ郷（牛瀬・上久世・下久世・大藪・築山）の地藏河原用水をめぐる著名な水論も、水量確保のために上流に取水口をとって新溝を設けたことに起因し、掘った5ヶ郷側からすれば灌漑整備の一環ともいえる。

上久世を含む西岡地域の用水体系は、室町中期ごろにはすでにできあがり、これが基本的に近世・近代まで維持されたという（玉城2003）。本稿では、ここまで耕地と集落、水利施設の状況を概観してきたが、上久世荘では、鎌倉末期ごろを画期に土地利用の高度化にむけて村内の再編成が進み、その線上に室町中期の達成を迎えたとみられる。

1.3 年貢の納入状況

年貢の納入状況についても上島有の詳細な研究があり、室町期には安定した収取を実現していたが、戦国期になると激減したことが明らかにされている（上島1970）。表2（論文末）には、「上久世荘の年貢米の納入状況」の一覧を掲げた。表の「現納高」は「その年度分として東寺に納入された分量」、「年度納入高」は「その年に東寺に納入された全分量」（現納分+前年度までの未進分の納入分）である。1401～1465年の平均納入高は、現納高が192.294石、年度納入高が202.763石である（帳簿上では公文寄進分20石を記載しない年もあるので、平均値は少し上昇する）。

従来、室町時代は農業の発展期と位置づけられてきたが、近年、気候条件の悪化がもたらした不作と飢饉——農業危機と飢餓——を指摘する声がとみに高い。ここでは、年貢納入状況の推移を通して、室町期における農業生産の長期的なトレンドを探ってみたい。

年貢収納のサンプルとして永享6(1434)年分をあげる(永享7年4月日「久世上下莊年貢米并公事錢散用状」〈東百む28〉)。定米228,4455石。除分が定免分6,25石、臨時の免除7,5石(収納酒5斗・流田不作分2石・新井料5石)で、合計13,75石。さらに莊未進(滞納)が3,99439石あって、現納高は210,20111石となるが、過去の未進3ヵ年分2,65731石が納入され、年度納入高212,85842石となった(公文寄進分20石は含まない)。当年は順調な年であったが、状況に応じて大量に損免や新井料(水利施設復興のための臨時費用)などが認められることがあった。また、未進年貢は厳しく徴収されたが、利子は付けられていない。

一方、凶作年の状況はどのようであったのか。永享9(1437)年は納入高(124石余)が最低の年で、例年の6割ほどしかない(永享10年5月「久世上下莊年貢米并公事錢散用状」〈東百ミ98〉)。この年の不作の原因は、5月25日(圖7月7日。圖はグレゴリウス暦)に起きた大洪水であった。堤を破った大水に襲われて、川沿いの東田井の水掛かり地は「川成」となり、また通常は水害をうけにくい西田井の水田も、大量の土砂が井口を塞いだために、上久世莊としては未曾有の被害が発生した(「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享9年6月23日条〈東百ワ51〉)。この状況に対処して東寺は、定免に加えて、流田分18石余、損免分60石、臨時の井料10石など、総計98石余を年貢米から控除した。

なお、損免分に関しては、少し興味深い事実がある。流田は「捨田」ともいう(永享9年9月23日上久世莊河成検使内検帳)〈東百ひ57〉)。流田は流失したため、完全に耕作を放棄した耕地である。一方、損免分は、「半損」が5分の1、「皆損」が半分を免除された(「鎮守八幡宮供僧評定引付」応永12年9月26日条〈東百ワ21〉)。これは、水田稲作に失敗した耕地が畠として利用されたことを示すと考えられる*7。

さて、寛正の大飢饉の年をみよう。長祿4(1460)年(12月21日に寛正改元)は、6月に止雨の祈祷が大々的に行われたのに、日照りが続いて8月には祈雨の祈祷がなされるといったように、深刻な異常気象が畿内一帯を襲い、翌寛正

2年には「旧冬以来都鄙餓死前代未聞次第也」といわれるような惨状を呈したことはよく知られている（「廿一口方評定引付」長禄4年6月15日・8月1日条〈東百く23〉、寛正2年3月29日条〈東百く24〉）。

寛正元年分の納入高159石余は、やはり例年よりかなり少ない（寛正2年5月13日「久世上下荘年貢米并公事銭散用状」〈教王1674号〉）。このようになった主な理由は、損免35石と荘未進36石余が発生したためである。ただし、未進分のうち31石余が翌年度に納められており、当年の未進が水田の不作によるものではなかったことがわかる。鎮守八幡宮の供僧たちは、この未進分の大半は、荘家ですでに公文方に納入済みとみていた（「鎮守八幡宮供僧評定引付」寛正2年12月2日条〈東百ね3〉）。寛正2年分の納入高は177石余である。この年は損免20石、荘未進34石余である（寛正3年6月日「久世上下荘年貢米并公事銭散用状」〈東百む52〉）。荘未進のうち26石余は未進徴符が授受されており、百姓たちは未進分の納入の意志を表している。

以上のように、上久世荘も寛正1・2年の異常気象の影響を免れえなかったが、これが荘民の生活に壊滅的な打撃を与えたとはみられない。また、東寺供僧の評定引付を通読しても、天下の飢饉やその被害者の記事は時に現れるが、上久世荘をはじめ東寺領の膝下荘園では、荘民一般が飢饉によって生存の危機に瀕していたようすは看取しがたい。もちろん、室町期に飢饉によって大勢の餓死者がでたことは史実であり、社会のうちに深刻な飢饉状態が存在したとする認識は正しい。だがその一方で、そうした状況とはやや離れた状況にある村々があったことも事実としなければならない。悲惨な飢饉を招いた理由は、異常気象のせいばかりではなく、他にもあったのではないか。一考を要する。

さて、環境利用産業である農業には、自然災害（天候・虫害など）によるリスクが常に付随する。ここで確認しておきたかったのは、自然災害のリスクは百姓だけでなく、年貢を収取する領主側も負うという、きわめて常識的な事柄であった。とすると、米年貢高の推移は、領主の所領支配が一定の実効性を有す

る場合には、水稲生産の動向をある程度以上反映するとみなしてよいことになる。中世の本年貢は基本的に固定化されたので、ここから生産の増加を論じる術はないが、室町期の上久世荘においては、農業生産力のトレンドは、少なくとも大きく低下した可能性はないといえよう。

2 水田稲作の生産力——生産力の推計

2.1 生産力推計の方法

中世後期の畿内村落では、地主制が広汎に展開していた。中世の地主制では請負経営をとることが多いが、その場合、農地の請負人は、地主に地代（加地子）を支払うとともに、農料（農業経費）を自らが調達して自立的に経営をおこなった。「依^(農)無^(農)能^(農)料下行^(農)、作半儀也」（承安4年12月日「撰津恒久名田注文」〈平①補370号〉）とは、地主が農料を小作人に給付せず、小作人自身がそれを自弁したことをいい、請負経営を意味する。つまり請負経営における加地子の出発点は、請負人の自主経営にもとづく作半慣行にもとめられ、ここを起点に加地子の定額化がはじまったと理解される（西谷2006, pp.322-23）。とすると請負経営では、地主得分（加地子）と小作人の取り分が同等なのが原点であるから、以下の算出式でおおよその水田稲作の生産力を推計できる。

$$\text{米生産力} = \text{年貢米} + \text{加地子} \times 2$$

米生産力の推計にとって障害になるのは、中世では容量の異なる多様な枡が存在したことである。また、同じ田地でも異なる容量の枡が使用された。多くの場合、領主に納める年貢米と地主に納める加地子では、計量する升の容量が異なる（以下原則として、容器としては「枡」、容量を計算する単位としては「升」の表記を用いる）。この升の問題を乗り越えることは大きな困難であったが、さいわい東寺に関しては、澤田吾一（澤田1930b）・寶月圭吾（寶月1961）・田中倫子（田中1979）・水鳥川和夫（水鳥川2010）らの貴重な努力によって、現在では、比較的容易に各升間の換算ができるようになった。本稿では、最新の成果である

水鳥川論文に依拠して推計をおこなう。各升間の関係を表に示そう（表4-2・3）。

本稿では、明治8（1875）年の度量衡取締条例が定めた1升（64.827立方寸）に換算して反収量を表した。水鳥川和夫にならい、ここではこの升を「現升」とよぶ。現升は、寛文年間に江戸幕府が定めた「新京升」の容積と一致するように制定されたが、物差しとした尺の長さに微差があって、新京升のほうが現升よりも0.6%ほど大きいという。

2.2 個別田地の反収データ

ここでは、「米生産力＝年貢米＋加地子×2」という算出式を用いて個別田地の反収を推計した。しかし実際に作業を進めていくと、この方法の問題点が明らかになると同時に、興味深い知見もえられた。ここでは、煩を厭わず、算出過程を含めて提示しよう。

さて、次に掲げる④を例にとって、データの記載方法について説明しておこう。

第1行目には、田地が所属する名・田積・権利内容・田地の通称（字名）・本所（領主）を記した。その後（95）という数字がみえるが、これは、拙稿（西谷1998-99）で付した番号である。拙稿には、当該田地の関係史料の目録を掲げている。権利内容の「名主職」については多少注釈を要する。中世後期の山城国では、新たに売買可能な権利としての「作職」が成立し、旧来から存在した下級土地所有権（作手）は「名主職」と称されるようになった。この「名主職」は、百姓名ではなく、これを意味する。

第2行目以下には、本所に納める年貢（本年貢）や公事・雑役、名主がとる加地子（名主年貢）などを記した。計量升がわかる場合は升名を注記した。

④上久世荘 友吉名 田地1段 名主職「東出口」本所東寺鎮守八幡宮（95）^{*8}

本年貢 3.5 斗（寺家升） 仏事用途 10 文 藁 8 束 その他万雑公事なし

加地子 4 斗（惣荘本斗）

米生産推計： $(3.5 \times 1.16 + 4 \times 1.085 \times 2) \times 0.37 \times 1.491 \rightarrow 7.028$ 斗
(東寺下行升で表した推計量)

加地子は応永 31 (1424) 年のデータである。最初の事例なので少し丁寧に説明しよう。本年貢を計る「寺家升」は「本所升」(本所東寺の上久世荘升)とみてよい。前掲の表に示した延縮率により本年貢の斗代に 1.16 を乗ずれば、東寺下行升で計った容量に換算できる。加地子を計る「惣荘本斗」は「上久世荘升」と判断した。同升 8.56 斗は下行升 9.29 斗に相当するから(文明 15 年 6 月 5 日「東寺法会集草案」〈東百ヲ 101〉)、換算率は 1.085 となる。つまり下線部は、東寺下行升で計った場合の分量である。さらに、この数値に 0.37 (「東寺下行升」= $0.37 \times$ 「東寺十三合升」) と 1.491 (「東寺十三合升」= $1.491 \times$ 「現升」) を乗ずれば、現升で表した容量 7.028 斗がえられる。以下、米生産推計は全て現升換算で表示する。

㊦上久世荘 友吉名 田地 1 段 名主職 「三角田」 本所東寺鎮守八幡宮 (95)^{*9}

本年貢 3.4 斗 公事用途 110 文 藁 8 束

加地子 9 斗 (惣荘本斗)

米生産推計： $(3.4 \times 1.16 + 9 \times 1.085 \times 2) \times 0.37 \times 1.491 \rightarrow 12.949$ 斗

加地子は応永 31 (1424) 年のデータである。

㊦上久世荘 行吉名 田地 2 段 名主職 「字神田・号溝添」 本所東寺鎮守八幡宮 (118)^{*10}

本年貢反別 3.24 斗 仏事用途 10 文

加地子反別 9 斗

米生産推計： $(3.24 \times 1.16 + 9 \times 1.4 \times 2) \times 0.37 \times 1.491 \rightarrow 15.975$ 斗

文安 5 (1448) 年のデータである。加地子の計量升 1 斗は東寺下行升の「1 斗 4 升延」という。次に、「東寺法会集草案」(二月十四日)の記事を掲げる。

十四日 本忌
十五日 覚寿法印 料所法橋乗珍寄進

上久世荘行吉名之内、字神田、号_二溝添_一

式段 分米壺石九斗_{有_レ升}之内

除_二本役_一四斗八升 行吉名_{廿六日}兩日夫米_{廿七日}出_レ之、

六升 藁十六束分 二百廿二文公事銭

(朱書)「支配状ニ二升云々」

已上之分_二七斗百姓方_一立用シテ残一石二斗于_二寺家_一納_レ之、

2反分の加地子は19斗という（反別9斗より5升増加した）。百姓（小作人）は、本所に本年貢を払ったほかに、自身が夫役・雑公事を務めた見返りとして、加地子から夫米4.8斗・藁16束・公事銭222文に相当する代米7斗を差し引いて、12斗（反別6斗）を地主の東寺西院御影堂（上久世荘の本所東寺鎮守八幡宮とは別組織）に納めた。つまり人夫役を含む諸公事は、「名主徳分」（加地子）のなかから相殺されたのである。このように地主・作人の請負契約では、地主と耕作契約を結んだ百姓（作人）は、地主に代わって領主に年貢・公事を納める義務を負ったが、契約書に記載する加地子は諸公事の分を含めて記載するのが通例であったとみられる。なお、ここでは、諸公事は加地子から米で「立用」するかたちで計算されているが、実際には、百姓が労務をおこない、その分を収入とするケースも多かったのではないだろうか。

④上久世荘 助友名 田地1段30歩 名主職「茶園之本」本所東寺鎮守八幡宮 (125)*¹¹

本年貢3.5斗 公事1日分 藁8束 その他万雑公事なし *1段30歩 \approx 1.083反
加地子6斗（九合五勺升） → 「本来の加地子」は9.24斗

米生産推計1： $(3.5 \times 1.16 + 6 \times 1.548 \times 2) \times 0.37 \times 1.491 \div 1.083 \rightarrow 11.53$ 斗

米生産推計2： $(3.5 \times 1.16 + 9.24 \times 1.548 \times 2) \times 0.37 \times 1.491 \div 1.083 \rightarrow 16.64$ 斗

文安6（1449）年のデータである。九合五勺升1斗は東寺下行升1.548斗にあたる。本件は、特別に公事の負担を外して「名主徳分」（加地子）を記載する

契約となっていた。公事（夫役）の負担は3.24斗という。加地子にこれを加算すると9.24斗（ $6+3.24=9.24$ ）で、こちらが「本来の加地子」であろう。推計1は公事負担を除いた額、推計2はそれを含んだ額で推計した。おそらく、後者のほうが実態に近いと思われる。

㊦上久世荘 越後名 田地2段 名主職「駒代」本所東寺鎮守八幡宮 (129)*¹²

上久世荘 越後名 田地3段 名主職「御所西」本所東寺鎮守八幡宮

上久世荘 越後名 田地1段 名主職「吉田」本所東寺鎮守八幡宮

本年貢反別 2.95斗 公事用途 683文 仕丁役毎月6日

加地子反別 4斗（興雲庵升）

米生産推計： $(2.95 \times 6 \times 1.16 + 29.28 \times 2) \times 0.37 \times 1.491 \div 6 \rightarrow 7.27$ 斗

加地子は享徳3（1454）年のデータである。反別4斗の加地子で、6反分の合計24斗（興雲庵升）。これを東寺下行升に換算すると29.28斗となる（反別4.88斗）。仕丁役（人夫役）1日分の代米には幅があるが（上島1970, pp.193）、ここから代米を負担したとすると加地子得点がほとんどなくなってしまうので、この加地子は諸公事の負担を除いたものと推測される。一方、本年貢については手継証文に記載がないので、領主の土地台帳から数値をとった*¹³。なお、「損亡者、可_レ為_二本所准_一抛_二也」（「東寺法会集草案」正月16日）とあって、損亡の際には、加地子も本所の本年貢の免除に準抛して減額されたことがわかる。

㊦上久世荘 宗像名 田地1段 名主職「八段田」本所東寺鎮守八幡宮 (134)*¹⁴

本年貢 4斗（御藏納定 3.24斗） 仏事用途 10文 その他万雑公事なし

名主得点 7斗（本所升に 8.89斗）

米生産推計： $(4 + 8.89 \times 2) \times 0.45 \times 1.491 \rightarrow 14.613$ 斗

加地子は康正元（1455）年のデータである。㊦では、損亡の際には、本年貢の免除に準抛して加地子も減免された。一方、ここでは以下の取り決めがなされた（東百よ138-2）。

自_レ明年_レ以_レ代_レ壹貫文分_レ、無_レ懈怠_レ永代可_レ納申_レ候。縦雖_レ為_レ天下大損_レ、一錢損亡不_レ可_レ申候。以_レ代定申候上者、諸公事・臨時課役并莊之井料等、一錢名主方_レ不_レ可_レ申候。

翌年からは、加地子米 8.89 斗（本所升）にかえて 1 貫文の代銭納とする見返りに、諸公事・臨時課役・井料等を小作人が負担し、さらに天下大損の際にも加地子の減額をもとめないという。一般的には、諸公事以下は地主の負担であったが、このように加地子を圧縮する見返りにそれを小作人側の負担としたり、損亡の有無にかかわらず加地子を満額納めるとしたりする契約が結ばれることもあった。

㊦上久世荘 平実名 田地 1 段 名主職 「駒白」 本所東寺鎮守八幡宮 (152)*¹⁵

上久世荘 平実名 田地 2 段 名主職 「綾織」 本所東寺鎮守八幡宮

上久世荘 平実名 田地 3 段 名主職 「薦淵」 本所東寺鎮守八幡宮

本年貢 22.2 斗 藁 40 束 公事 2 日分 その他雑公事なし

加地子 36 斗

米生産推計：(3.7×1.16+6×1.4×2)×0.37×1.491→11.64 斗

寛正 4 (1463) 年のデータである。年貢が反別 3.7 斗、加地子が反別 6 斗。この計量升 1 斗は東寺下行升 1.4 斗にあたる。「損免可_レ為_レ本所准抛_レ也、井料依_レ時可_レ有_レ之」(「東寺法会集草案」文殊講論義料所)とあって、ここでも本所の損免に準じて加地子の減免がなされた。

次に取り上げる㊧～㊨はいずれも永和 2 (1376) 年 11 月 20 日付けの売券案で、平氏女が上久世荘の住人から購入したものである(東百な 132-1-4)。関係史料を欠くので確証はないが、平氏女は金融業者で、なにかしらのトラブルに際して本所東寺に裁許をもとめて提出した案文と判断される。この売券は、本稿の問題関心にとって示唆にとむ。類似した状況に際して作られたとみられる、仁和寺末寺の安養院充の売券案文とあわせて掲げよう(一連の売券案文は応永 29 年当時の地主峨給園庵が本所に訴えた際の具書である)。

(a) うりわたすなか地の田事

合壹段小者、あり山城国おと国のこほり

上久世莊内ともよし名あさな卅かつほ

四至堺 (中略)

右件田ハ、左近次郎ちう代さうてんの田なり。しかるをようへあるに
よりにて、代錢五貫七百五十文、永代をかきりてたいらのうちの女_二うり
わたしたてまつる所実なり。(中略)。この田のねんく米ハ上久世莊八合
ますにて壹石六斗六舛七合六夕のところを四斗四舛六合六夕六才、人夫
八人分に式斗四舛、くさの錢一斗一舛五合、わら十そく七八分_二五舛三
合三夕、以上八斗五舛四合九夕六才をハ、地頭東寺へ御さた候て、のこ
るとくふん八斗一舛一合三夕四才にて候。このほかまんさうくうしを
あるへからす候。(中略)。

永和貳年^{丙辰}十一月廿日

うりぬし山城国おと国こほり

上久世のさこの二郎判

うけ人彦兵衛判 同所浄賢 (以下請人省略)*16

(b) 売渡 永地田事

合三反者、

在山城国乙訓郡上久世莊内字名井之坪行吉名

四至 (中略)

右件田者、覚阿弥重代相伝名田也。雖然、依_レ有_二要用_一、直錢八貫三百
五十文、限_二永代_一仁和寺いけかミ安養院に売渡申所実正也。但此内御年
貢三斛六斗、内二斛一斗地頭方御年貢、殘御得分一斛五斗にて候。此外
万雜御公事さらにあるましく候。(中略)。

明德二年^{辛未}十二月六日

うりぬし覚阿弥判

(以下人名省略)*17

(a)の年貢米16,676斗は、本所（地頭東寺）がとる本年貢ではなく、本年貢に加地子を加えた、いわゆる「分米高」である。売券や請文では、本年貢と加地子得点を並記することが多いが、このように本年貢と加地子を一括合計して記載するケースも少なくない。さらにこの売券では、本年貢（4,466斗）とともに「万雑公事」（人夫8人分=代米2.4斗、草銭115文=代米1.15斗、藁10束7把=代米0.523斗、草用途111文=代米1.15斗）を書きあげ、これらを差し引いた分8,1134斗を地主得分（加地子）として記載している。

(b)の田地の本年貢は反別3.55斗、3反分で10.65斗である^{*18}。つまり、この年貢36斗は分米高（本年貢+加地子）で、地頭年貢21斗は諸公事を組み込んだ分量とわかる。

これまでみてきたところから、加地子の記載法に関して、室町期の売券・請文類には二つの類型が存在したことが知られる。一つは、①諸公事等の負担を内包したかたちで分量を示すタイプであり、もう一つは、②それを控除した分量を記すタイプである。おそらく前者がより古い形とみてよいと思うが、不在地主などにとっては後者のほうが自身の収益がよりわかりやすいことから、こうした記載法式が現れたのだろう。もちろん、当事者（地主・小作人）にとっては、どちらでもほとんど差はないと思われるが、本稿にとってはきわめて重大な事柄といわざるをえない。例えば㉔で提示した二つの推計のように、推計量にかなり大きな開きが生じてくるのである。ここでは結論だけを述べるが、本稿の方法で生産量に接近可能なのは①のみであって、②では実際の生産量から乖離した低い数値がでてきてしまう。かかる理解の正否については、推計方法自体の有効性の検証とともに後述にまわし、ここは㉔～㉕の推計に立ち返ろう。

㉔上久世荘 助友名 田地1反 名主職「井坪」本所東寺鎮守八幡宮^{*19}

年貢米12斗（上久世8合升） その他万雑公事なし

内、本年貢3斗 藁8束（藁代0.5斗）→ 東寺納入3.5斗

加地子 8.5 斗 → 「本来の加地子」は 9 斗

米生産推計： $(3+9 \times 2) \times 1.306 \times 0.37 \times 1.491 \rightarrow 15.13$ 斗

⑨上久世荘 本名 田地 1 反 名主職 「八反田」 本所東寺鎮守八幡宮^{*20}

年貢米 11.3 斗（上久世 8 合升） その他万雑公事なし

内、本年貢 3.5 斗 草藁代 5 升 → 東寺納入 4 斗

加地子 7.3 斗 → 「本来の加地子」は 7.8 斗

米生産推計： $(3.5+7.8 \times 2) \times 1.306 \times 0.37 \times 1.491 \rightarrow 13.7611$ 斗

⑩上久世荘 助友名 田地 240 歩 名主職 「わせう」 本所東寺鎮守八幡宮^{*21}

年貢米 8.5 斗（上久世 8 合升） その他万雑公事なし

内、本年貢 2 斗

加地子 6.5 斗

米生産推計： $(2+6.5 \times 2) \times 1.306 \times 0.37 \times 1.491 \div 2/3 \rightarrow 15.1301$ 斗

⑪上久世荘 友吉名 田地 1 反小 名主職 「卅かつほ」 本所東寺鎮守八幡宮

年貢米 16.676 斗（上久世 8 合升） その他万雑公事なし

内、本年貢 4.4666 斗。人夫 8 人（代米 2.4 斗）。草銭 115 文（代米 1.15 斗）。藁 10 束 7 把（代米 0.523 斗）。草用途 115 文（代米 1.15 斗） → 東寺納入 8.5496 斗

加地子 8.1134 斗 → 「本来の加地子」は 12.2094 斗

米生産推計： $(4.4666+12.2094 \times 2) \times 1.306 \times 0.37 \times 1.491 \div 4/3 \rightarrow 15.6085$ 斗

史料(a)として掲げた。8 人の人夫が科されているが、これは 1 日分（1 反分）の公事（人夫役）である（公事 1 につき 1 ヶ月 1 日の割合で年に 8 ヶ月分課された）。本年貢と比べて加地子の斗代は一般的にかなり高いことが知られているが（⑩⑪のように 2 倍を超えるケースも珍しくない）、公事が課された田地では、諸公事分を差し引きすると、本所・地主の取り分がほぼ拮抗していたことがわかる。

⑫公文預田地 5 反^{*22}

年貢米（分米高） 42.6666 斗

内、本年貢 26.9996 斗

加地子 15.667 斗

米生産推計：(26.9996 + 15.667 × 2) × 1.162 × 0.45 × 1.491 ÷ 5 → 9.044 斗

永享 6 (1434) 年のデータである (表 3)。公文が関係するので、上久世公文升と推定した。8 ~ 10 斗と高斗代なので、年貢米 (分米高) は本年貢と加地子を合算した数値とみてよい。また、約反別 3 斗という加地子の低さからみて、この「本年貢」は諸公事の負担を含んだ可能性が高い。さらに、加地子から当年の引物として井料・反銭・公事藁代相当の米が控除されている。反銭などの臨時課役や井料などは、基本的に地主 (名主) が負担する義務を負っていた (久留島 1984)。

表 3 公文真板慶貞預分田地 5 反

3 ^斗	(8 斗代)
1 ^斗 120 ^升	(9 斗代)
240 ^升	(10 斗代)
分米合計	42.6666 ^斗
分米の内訳	42.6666 ^斗
〔本年貢米	26.9996 ^斗
〔加地子米	15.6670 ^斗
加地子米	15.6670 ^斗
当年引物	5.6000 ^斗
地主実収益	1.0067 ^斗

*引物内訳：井料 3.4 斗・反銭 0.9 斗
公事藁 1.3 斗

以上、個別田地の反収を推計した。その結果を一覧表として掲げる (表 4-1)。

表 4-1 反別の本年貢・加地子・米生産推計

田 地	本年貢	加地子	米生産推計 (宣旨枿換算)	加地子 本年貢 比	典 拠	備 考
01 友吉名 1 反	① 3.50 ^斗	② 4.00 ^斗	※ 7.03(12.24)	1.07	東百り 109-3・9	字・東出口
02 友吉名 1 反	① 3.40	② 9.00	※ 12.95(22.56)	2.48	東百り 109-3・8	字・三角田
03 行吉名 2 反	① 3.24	⑥ 9.00	※ 15.98(27.84)	3.35	東百カ 116	字・神田
04 助友名 1 反 30 歩	① 3.50	③ 9.24	※ 16.64(28.99)	2.29	東百エ 172-2・3	字・茶園之本
05 越後名 6 反	① 2.95	⑤ 4.00	※ 7.27(12.67)	1.07	東百な 79-2, B	6 反の平均値
06 宗像名 1 反	① 4.00	⑦ 7.00	※ 14.61(25.45)	2.22	東百よ 138-2・4	字・八反田
07 平七名 6 反	① 3.70	⑥ 6.00	※ 11.64(20.28)	1.51	東百キ 115-1	6 反の平均値
08 助友名 1 反	④ 3.00	④ 9.00	※ 15.13(26.36)	2.83	東百な 132-1	字・井坪
09 本名 1 反	④ 3.50	④ 7.80	※ 13.76(23.97)	2.08	東百な 132-2	字・八反田
10 助友名 240 歩	④ 3.00	④ 9.75	※ 15.13(26.35)	3.25	東百な 133-3	字・わせう
11 友吉名 1 反 120 歩	④ 3.35	④ 8.76	※ 15.61(27.19)	1.81	東百な 133-4	字・卅坪
12 公文預地 5 反	⑧ 5.40	⑧ 3.13	※ 8.94(15.57)	0.58	東百ユ 63	5 反の平均値

(1) 本年貢・加地子・生産推計の計量升は以下の通り。

①~⑧は表 4-2 の該当の升をさす。※は現升をさす。

(2) 数値は小数点 3 桁目を四捨五入した。

(3) 生産推計の括弧内には宣旨枿で計量した容量を記載した。

(4) 04, 08, 09, 11 は額面の加地子額ではなく「本来の加地子」を記し、米生産量を推計した。

(5) 加地子と本年貢の比は同一の升に換算して計算した。ここの加地子は額面の量で計算した (04, 08, 09, 11)。

現升換算で1.5石前後のものが多いが、その半分程度の極端に少ないケースもある。加地子(地主得分)の記載様式には、前述の①と②のタイプがあって、これがこうしたばらつきを生じさせた要因と考えられる。では、どちらが現実に即したデータといえるのか。次項ではこれを検証しよう。

2.3 個別田地の反収データの検証

中世の場合、残念ながら田地の総生産が判明する事例は皆無に近い。山城国乙訓郡上久世荘から程近い京郊南部地域のデータを提示して、上記のテーマについて答えを導きだしたい。なお、以下のデータも現升換算値である。

(a) 反収が判明するケース

○紀伊郡佐井佐里10・11坪 田地5反180歩 「四塚」 本所西寺(106)*²³
 ・永享10(1438)年

- (1) 2反半/稲数192束/米25.92斗(十三合升) → 38.67672斗(現升) 反別15.47斗
- (2) 1反半/稲数143束/米17.16斗(十三合升) → 25.58556斗(現升) 反別17.06斗

表4-3 諸升の延縮

①東寺十三合升の現升による延縮率	1.491	[水鳥川2010]
②宣旨升の現升による延縮率	0.574	[水鳥川2010]
③上久世公文升の本所升による延縮率	1.162	東百の50
④某升(表2-⑦)の本所升による延縮率	1.270	B
⑤東寺十三合升の東寺下行升による延縮率	0.370	A
⑥東寺十三合升の東寺上久世升による延縮率	0.450	A

(1)本所升=東寺上久世升。

(2)③の延縮率にはばらつきがあるが、1.162を採用した(東百の50、永正4年「上久世荘散用状」)。

表4-2 上久世荘諸升の東寺下行升による延縮

升名	延縮率	典拠
①本所升	1.160	A
②惣荘本斗	1.085	B
③九合五勺升	1.548	B
④八合升	1.306	
⑤興雲庵升	1.220	B
⑥某升	1.400	東百カ116
⑦某升	1.473	東百よ138-2
⑧公文升	1.348	

(1)A:東百ニ60、康正元年12月15日「東寺領諸庄園斗升増減帳」。

B:東百ヲ110、文明15年6月5日「法会集草案」。

(2)延縮率の小数点4桁目を四捨五入した。

(3)④は③の80/95として算出した。

(4)⑦は表4-3④の延縮率に基づいて算出した。

(5)⑧は表4-3③の延縮率に基づいて算出した。

・長禄3（1459）年

(3) 2反半/稲数162束/米17.82斗（十三合升）→26.56962斗（現升）反別10.62斗
地主の東寺が田地を直営し、その記録を残したことから総生産が判明した希
有な事例である*²⁴。計量升は「東寺十三合升」である（「法会集草案」鎮守八幡
宮常燈）。東寺のような地主の場合、請負経営志向が強く、故あって直営となっ
たケースとみられる（直営とはいっても人を雇って経営する）。耕地条件としては
せいぜい並み程度の物件であろうか*²⁵。また直営の場合、水田の収穫物は全て
地主の収益になるので、耕作者の労働意欲はあがりにくいところがある（耕作
者には労賃が支払われる）。永享10年と長禄3年ともに全体的な凶作の年という
わけではないが、収穫高の高下差が思いのほか大きい。単純に(1)～(3)の平均
値をだせば、14.38斗となる。

(b) 個別田地の反収の推計

室町期の紀伊郡では、新不動産物権の「作職」が成立していた。本年貢・名
主得分（加地子）のほか、この作職得分のわかるケースから反収を推計してみ
たい。推計式は以下の通りである。

$$\text{米生産力} = \text{年貢米} + \text{名主得分} + \text{作職得分} \times 2$$

ここでは、①年貢米＋名主得分＋作職得分の合計と、②生産推計値を提示す
る〔 \square は300歩＝1反換算〕。「年貢米＋名主得分＋作職得分」（＝上納分）ま
では、文書に記載された確定値であるから、当面の目的には叶うといえる。

①紀伊郡角神田里4坪 田地1反 作職 「塚本」*²⁶

本年貢2.7斗（十合升） 名主得分4斗（十三合升） 作職得分5斗（十合升）

$$\textcircled{1} 2.7 \times 1.147 + 4 \times 1.491 + 5 \times 1.147 \rightarrow 14.80 \text{ 斗} \quad \textcircled{2} 20.53 \text{ 斗} \left[\square 17.11 \text{ 斗} \right]$$

十合升は公定升（ $1.147 \times$ 「現升」）、十三合升は東寺十三合升（ $1.491 \times$ 「現升」。
十合升の1.3倍にあたる）として計算した（水鳥川2010, pp.23）。なお、文正2
（1467）年の売券では作職得分は5斗だが、永正14（1517）年の寄進状には「作
職徳分十合舛_二八斗、此内五舛者定免也。定米漆斗五舛也」とあって、実質的

に作職得分が2.5斗増えている。これで再計算すると、以下の通り。

$$\textcircled{1} 2.7 \times 1.147 + 4 \times 1.491 + 7.5 \times 1.147 \rightarrow 17.66 \text{ 斗} \quad \textcircled{2} 26.27 \text{ 斗} \text{ [函21.89 斗]}$$

②東寺南大門下 田地1反 作職「ミツルへ」(174)*27

本年貢5斗(十三合升) 名主得点3斗(同前) 作職得点5斗(十合升)

文明18(1486)年のデータである。

$$\textcircled{1} (5+3) \times 1.491 + 5 \times 1.147 \rightarrow 17.663 \text{ 斗} \quad \textcircled{2} 23.40 \text{ 斗} \text{ [函19.50 斗]}$$

③紀伊郡佐井佐里27坪 田地2反 作職「大君」本所北野梅香院(117)*28

本年貢反別3.3斗(北野十三合升) 名主得点反別6.15斗(同前)

作職得点反別5斗(十合升)

長享2(1488)年のデータ。十合升は公定升(1.147×「現升」)、北野十三合升は東寺十三合升と同量として計算した(水鳥川2010, pp.10・23)。

$$\textcircled{1} (3.3+6.15) \times 1.491 + 5 \times 1.147 \rightarrow 19.82 \text{ 斗} \quad \textcircled{2} 25.56 \text{ 斗} \text{ [函21.30 斗]}$$

④西者限朱雀川 北者限七条 田地1反 作職「歓喜寺内田」(172)*29

本年貢5斗(八合五勺升) 名主得点7.5斗(同前) 作職得点6.5斗(十合升)

延徳2(1490)年のデータ。八合五勺升は、0.85×「十合升」で計算した。

$$\textcircled{1} (5+7.5) \times (1.147 \times 0.85) + 6.5 \times 1.147 \rightarrow 19.64 \text{ 斗} \quad \textcircled{2} 27.10 \text{ 斗} \text{ [函22.58 斗]}$$

さて、表4-1に戻ろう。(b)のデータは表5にまとめた。加地子(地主得点)の記載様式には二つの様式があったが、(a)・(b)のデータからすると、量的に考えて「諸公事等の負担を内包したかたちで分量を示すタイプ」のほうが実態に近い数値を表すと結論づけてよいだろう(故に④⑧⑨⑩は「本来の加地子」として米生産量を推計した)。経験的にいって、加地子は本年貢をかなり上回るケースが多いが、そうではない場合もある。⑤と⑫は諸公事を控除した事例とみてよい

表5 山城国紀伊郡の反収—15世紀後半ころ

	年次	上納分	米生産推計
①	1467	① 14.80 ^斗 [函12.23 ^斗]	② 20.53 ^斗 [函17.11 ^斗]
	1517	① 17.66 [函14.72]	② 26.27 [函21.89]
②	1486	① 17.66 [函14.72]	② 23.40 [函19.50]
③	1488	① 19.82 [函16.52]	② 25.56 [函21.30]
④	1490	① 19.64 [函16.37]	② 27.10 [函22.58]

から、この二つを除いて平均値をもとめると、平均反収は13.89斗〔 $\frac{111.54}{8}$ 斗〕をえる。なお、表5でむしろ気になるのは、紀伊郡の反収推計の突出した高さである。この問題は後段で言及しよう。

3 上久世荘の水田稲作の生産力と所得の分配

3.1 上久世荘の生産力推計

永正4(1507)年5月日「上久世荘散用帳」(東百の50)は、戦国期の上久世荘を考察する際の基本史料としてつとに注目を集めてきた。文亀元(1501)年以降、同荘は公文寒川氏の管領地が細川政元政権によって没収され、東寺領上久世荘の約半分をしめる公文分が武家給人の支配下にはいり、東寺が引き続き支配する本所分と並立する状況となった。本文書は公文代の寒川家光が在支配(取収)のために作成した帳面であるが、永正8(1508)年に家光が本所分代官職の補任を望んで持参してきたものを、鎮守八幡宮供僧方の奉行真海が書写したという。この散用帳は分米負担地(分米地)と本役負担地(本役地)にわけて記すが、これを詳細に分析した田中倫子は、「分米地=武家給人支配地、本役地=東寺支配地、分米=本役+名主得分、本役=東寺本年貢」であることを明らかにした(田中1979)。上久世荘散用帳は多角的な分析にたえる内容豊かな好史料であるが、田中の業

績に依拠すれば、上久世荘の米生産力を推定する素材としても利用できる。本役地・分米地の面積・石高を集計すると、表6のようになる。以下、推計を試みよう。

表6 永正4年上久世荘散用状の田地面積と本役・分米高

本役地		分米地		合計面積
面積	本役高	面積	分米高	
$\frac{258.090}{(258.025)}$	$\frac{104.8906}{}$	$\frac{314.120}{(314.333)}$	$\frac{329.843}{}$	$\frac{572.210}{(572.583)}$

〈推計〉

本役地 = 本年貢分 本年貢 104 石 8906 勺 (本所升)

分米地 = 本年貢 + 加地子 分米高 329 石 843 合 (公文方升)

上久世公文升の本所升による延縮率は 1.162 (表 4-3)。

分米高 $329.843 \times 1.162 \rightarrow 383$ 石 27756 才 (本所升) *以下、勺以下切り捨て。

ここでは、本役地・分米地の年貢率・加地子率は同じと仮定して推計を進める。もちろん完全に一致するわけではないが、総合的に判断して、この仮定は実態からそう遠くないように思う。

全体の本年貢 $104.8906 \times (572.583 \div 258.025) \rightarrow 232$ 石 762 合

本役地の本年貢 104 石 890 合

分米地の本年貢 127 石 872 合 反別 4.065 斗

全体の加地子 $(383.277 - 127.872) \times (572.583 \div 314.333) \rightarrow 465$ 石 240 合

本役地の加地子 209 石 835 合

分米地の加地子 255 石 405 合 反別 8.125 斗

米生産推計： $232.762 + 465.240 \times 2 \rightarrow 1163$ 石 242 合 (本所升)

$1163.242 \times 0.45 \times 1.491 \rightarrow 780$ 石 477 合 (現升)

以上のように上久世荘の米生産高は、現升換算で 780 石 477 合と推計された。これは反別 13.63 斗 [匳11.35 斗] となる。また、本年貢の平均は反別 4.07 斗、加地子の平均は反別 8.13 斗である。加地子が本年貢の約 2 倍程度というのは、印象論だが、山城国の土地証文類を収集してきた筆者の経験とも合致する。表 4-1 でも試みに本年貢と加地子を同じ升に換算して比率をみると、約 2 倍という数値をえた。また、個別田地の分析でえた平均反収 13.89 斗と当面の平均反収 13.63 斗は近く、このあたりが上久世荘の平均反収といえると思う。さらに米生産力の推計値の信憑性を高めるには、事例の収集を継続するほかないが、ここでは、上記の数値を室町期の上久世荘の米生産推計として掲げておきたい。では、この推計値は、室町時代のどの段階のものであろうか。少し時期

を絞り込んでみよう。

前述の「個別田地の反収データ」で取り上げた12の事例は、時期が1376～1463年の範囲に収まる（うち14世紀後半が4例）。状況の変化で加地子に変更されることもあるが、一度決まった収量が先例として踏襲される傾向が強いのが中世社会の特質であり、本年貢・加地子についてもこれがあてはまる^{*30}。個別データの状況は、おおよそ15世紀初期前後の状況を示すと理解してよいだろう。一方、1507年の上久世荘散用帳からえた推計はいつごろの状況を示すのだろうか。これについては、平均反収の近似からみて、やはり15世紀前期ごろの様相を表す可能性が高いように思う。

さて、上久世荘の立ち位置を知るには、視野を広げて周辺地域をみる必要がある。表5の4例から平均反収をだすと（ \square は1517年をとる）、上納分18.70斗〔 \square 15.58斗〕、米生産推計25.58斗〔 \square 21.32斗〕。事例が少ない憾みはあるが、これは1500年前後の京郊南部地域の推計である。ちなみに、元禄期前後ごろに活躍した和歌山藩の地方巧者大畑才蔵の「地方の聞書」（『日本農書全集28』農村漁村文化協会1983）では、反別2石の米の収穫を予定している。大畑氏の居住地・紀伊国伊都郡学文路村は高野山領官省符荘の故地で、紀ノ川中流域に位置する。中世の反別生産高が元禄期と同等というのはいささか過大な見積と思われるから、当面の実際の生産高は最低18.70斗と最高25.58斗の間をとって22.14斗前後〔 \square 18.45斗〕としておこう^{*31}。こうした漠然としたい方しかできないが、京郊南部地域のほうが上久世荘よりもかなり生産性が高いことは間違いない。

なお、太閤検地の石高については、土地生産高とみるのが通説であったが、近年では、これを分米高（本年貢に加地子等を加えた耕作者が上納する「年貢」高）とする説が有力視されている（池上2012など）。須磨千穎の研究（須磨1977）によれば、山城国上賀茂の天正13（1585）年検地では、田地531筆の集計が田積513反余・石高821石余で、反別 \square 16.02斗となる。賀茂社境内諸郷は賀茂川

沿いに位置し、上久世荘と似た地理的環境とみられる。中世最末期段階におけるその平均値は、表5の上納分の平均反収 $\square 15.58$ 斗をやや上回っている。

中世には土地売買が盛んにおこなわれ、非耕作者の土地集積が進んだ。こうした土地売買の活発化は、地主制（地主小作関係）進展の指標となる。また、小作制が成立する前提条件として、農民が小作料を支払っても再生産できるだけの高い生産力が実現されている必要がある。つまり作手売買の展開は、間接的にはあるが、農業生産力の状況がある程度うかがう手立てにもなりうる。以下、永原慶二（永原2007）と貴田潔（貴田2012）が整理した平安末期・鎌倉時代の売券の一覧表、そして筆者が収集した上下久世荘の関係文書にもとづいて京郊南部と西岡地域の対比を試みたい。

近隣の比較的似た環境と思われる地域でも、予想以上に個差が大きい。国単位でみると、中世初期の最先端地域は大和国である。鎌倉時代前半期（ここでは1185～1260年）でも大和国の売券数は山城国の倍を数える（後半期には逆転する）。そのなかでこれと併走して活発な売買がみられる京郊南部地域は、大和国と並ぶ水田農業の先進地に位置づけられる。一方、それらと比べると、久世荘を含む西岡地域の売買は低調である。上久世荘・下久世荘では14世紀に入って増加しはじめ、同世紀後半以降一挙に増加する^{*32}。また、作職売買も京郊南部ではすでに15世紀初頭には活発に取引されていたが（西谷2006, pp.444-452）、西岡地域でそれが広く展開するのは15世紀後期をまたねばならない^{*33}。土地生産性の向上は、地主制発展の必要条件であって十分条件ではないので（地域の経済状況など農業以外の条件も重要である）、農業生産の動向と同伴するとは限らないが、それのおおよその指標とすることは許されよう。

すなわち、京郊南部は中世農業の先頭を走ってきたところで、中世においては、おそらく最高水準の反収を実現した地域の一つとみてよいだろう。一方、上久世荘はそうした先進地にキャッチアップしていく準先進地に位置づけられる。作手売買が活発化する14世紀後半には、すでにそれなりに高い生産性を

実現していたとみられるが、さらに作職売買が一般化する段階には、もう一つ上のステージに到達したと推測される。

3.2 所得の分配

ここでは、水田稲作でえられた収益の分配について考える。加地子が、一般に本年貢をかなり上回ることはよく知られている。上久世荘では、加地子は本年貢の2倍におよんだ。

表7をみよう。領主の収益は本年貢だけではない。その他に夫役・雑公事などを取収した。㊦左近二郎の売地では、その負担を差し引くと領主貢納が8.5496斗、地主得点が8.1134斗となる。また㊧き七の売地には、地下注進のデータを括弧内を付して書き加えてみた。これをとれば、領主貢納が6.51斗、地主得点が5.49斗となる。さらに井料や反銭なども地主が負担した。このように諸公事がかかる田地では、領主貢納と加地子が量的に拮抗したが、一方、㊨㊩のように負担が軽微な場合は、加地子が領主貢納の2~3倍に達することもあった。以上のように中世後期の所領には、各田地ごとの負担に大きなばらつきが存在していた。ある田地の負担を除いてそれを別の田地に付けるといっ

表7 平氏女買得田地の貢納と買主得分（上久世荘）

売主	㊦左近二郎	㊧平四郎	㊨左近四郎	㊩き七
所在	友吉名	助友名	本名	助友名
面積	1 [㊦] 120 [*]	240 [*]	1 [㊨]	1 [㊩]
売価	5750 ^x	4500 ^x	5200 ^x	6000 ^x
年貢米	16.6760 ⁺	8.5000 ⁺	11.3000 ⁺	12.0000 ⁺
買主得分	8.1134 ⁺	6.5000 ⁺	7.3000 ⁺	8.5000 ⁺ (5.4900 ⁺)
領主貢納	8.5496 ⁺	2.0000 ⁺	4.0000 ⁺	3.5000 ⁺ (6.5100 ⁺)
貢納内訳	年貢	4.4666 ⁺		3.5000 ⁺
	人夫	2.4000	2.0000 ⁺	3.0000 ⁺
	草銭	1.1500		(2.4000)*
	薬	0.5530		(1.1100)*
			0.5000	0.5000

(1)売主に付した㊦~㊩は、表4-1の番号と対応する。

(2)㊩は付箋（地下注進）のデータを括弧内に付記した。草用途110文・人夫8人は、それぞれ米2.4斗・1.11斗に換算される。

た、人為的な操作が歴史的に累積されてきた結果であろう。以下では、こうした個別の状況から離れてトータルに考えてみたい。

表8は、延文2(1357)年5月日「上久世荘百姓名名寄帳」(東百ま4)から、各名の別面積と年貢斗代・諸公事を整理したものである(澤田1930a, 上島1970, pp.163-177)。本名～江永名の6名が年貢・諸公事を賦課される百姓名、有正名～公文名の5名が諸公事を免除された一色田である(ただし有正名・正賢名・宗方名には一部雑公事がかかる)。合計の田数は、百姓名が320反60歩、一色田が195反130歩である。百姓名の公事徴収には若干の変遷があったが、延文2年を基準に考察を進めたい。

上久世荘の公事には、人夫役と草銭・職事銭・茄子銭・藁などの雑公事がある。公事のかかる公事田には、反別1日分(年間8人分の労役)の人夫役と草銭・職事銭等が賦課された。公事田の年貢の斗代は概して低い、諸公事の負担は

表8 延文2年の名別面積と年貢斗代・諸公事

名田名	田地面積	斗代	公事日数	人夫役	草 銭	職事銭	茄子銭	仏事銭	藁				
本名	53.040 ^反 _歩	3.06-5.61 ^斗	35 ^日	公事1日 毎に 8人	公事1日 毎に 大月18文 小月18文	公事1日 毎に 7.5文	反別 3文	反別 10文	反別 8束				
越後名	41.240	2.92-4.88	29.5										
平七名	47.120	2.91-3.54	31.5										
野里名	29.120	3.46-5.00	23.5										
行吉名	37.170	3.24-3.90	31										
助友名	45.220	2.20-3.64	29										
友吉名	34.000	3.00-3.70	29.5	なし	なし	なし	なし	なし					
江永名	31.230	3.61	30										
有正名	34.060	4.00	なし						なし	なし	なし	なし	なし
正賢名	27.120	6.00											
宗方名	35.000	4.00-5.50											
下司名	24.130	8.00	なし	なし	なし	なし	なし	なし					
公文名	75.010	3.31											
合計	516.020		239.0										
佃	32.130	8.00	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし				
檜物田	6.000	6.00						反別10文					

(1)この表は上島(1970)の第25・26表から作成した。

(2)斗代は、佃・檜物田を除いた「最低-最高」の範囲を示した。本名～正賢名は佃や檜物田を含む。

意外に重く、これを米に換算すると^{*34}、おおよそ年貢の平均斗代4斗に匹敵した。ただし、百姓名の田地すべてに公事が賦課されたわけではない。公事総数は239日分、反別1日の負担だから公事田数は239反となる。百姓名には、このほかに佃・檜物田といった高斗代の一色田32反130歩が存在した（斗代は佃26反130歩が8斗、檜物田6反が6斗）。つまり、平均年貢の2倍程度の負担を負った田数が271反130歩あって、百姓名全体の約85%をしめる。

延文2年当時、江永名・有正名・下司名・公文名は公文舞田氏の管領下に属した（江永名は公事を負担）。正賢名は政所名。公文名・下司名・正賢名は荘官給名として、また有正名は荘官給名に準ずる存在として、夫役・雑公事を免除されたものと理解される^{*35}。いうまでもないことだが、この免除された夫役・雑公事の徴収権は荘官に給与されたから、百姓の立場からすると、負担は百姓名と同様に存在していた。

以上からすると上久世荘では、荘官を含む領主層は、賦役を含めておおよそ本年貢の2倍程度に相当する収取を実現し、その収益はほぼ地主の実収益に匹敵したとみられる。また、中世後期に広汎におこなわれた請負経営では、地主と小作人（百姓）の取り分が折半を原則としたことはすでにみてきた。とすると、領主・地主・百姓の取り分はそれぞれ3分の1ずつということになる^{*36}。もとより、各3分の1というのは、中世後期の農業生産の発展とそれに基づく、地主制の展開が生みだした歴史的な所産であって、中世社会を通じた大原則のたぐいではない。上久世荘では、おそらく室町前期ごろにここに達するが、先進地域ではもっと早く、逆に全国的・一般的にはもっと遅れて、こうした状況が現れたものとみられる。

地主の存在を否定した豊臣政権は、著名な天正14（1586）年令において、給人（領主）と百姓の取り分を給人が3分の2、百姓が3分の1とする原則を掲げた（牧原2014, pp.152）。おそらく中世末期の一般的な状況を背景に、水田稲作の農業生産を領主・地主・百姓で三分割するという認識が存在しており、地

主得分の領主貢納への吸収という政策をふまえて、上記の原則が基準としてうちだされたのであろう。

4 水田稲作の農作業

4.1 上久世荘の農事史料

上久世荘の水田稲作の農事に関する史料を紹介しよう。

嘉吉2(1442)年、春先の大水が溝(用水路)を塞いだ。水田稲作の始まりの時期を迎えた百姓たちは、復興費用(井料)の下行をもとめて目安を認めた(嘉吉2年2月日「上久世荘名主百姓等目安」〈東百を160〉)。その一節である。

今程者、苗代をも可_レ仕候処_二、彼溝をほらせられず候者、よて種をも水_二不入候之間、当作毛延引候。近郷者さ様之用意共仕候処_二、限_二当所_一候て無_二其用意_一候。無_二勿体_一至極候。

この目安は、2月24日(圖4月14日)に領主の元に届いた。大意はこうである。普通の年なら水に浸けておいた種粉(浸種)を揚げて苗代に播く時期なのに、溝が通ってないので浸種もできず、農作業が遅滞している。さらに百姓たちは、「殊更来二日土用入候。更_二無_二余日_一候」といい、土用入りが近いからと下行を急かせている。

百姓たちは苗代で苗を育て、本田に肥料をほどこした。文安4(1447)年4月日「上久世荘百姓道現等申状」(東百を174)に、「既_二な^(苗)ゑをすゑ、^(畔)あせをぬり、こゑはいを入候て作し候」とみえる。百姓たちは着々と準備を進め、代掻き・畔塗^{くろぬ}りを済ませ、肥灰を入れ、次は田植という段になって、地主(名主)に作職を取り上げられた。「せめて当年計也とも作らせられ」たいと、領主に差し止め請求の訴訟を提起した。その一節である。

稲には早・中・晩稲の3種がある。長享2(1488)年4月16日「上久世荘公文寒川家光書状」(東百を312-4)には、今明日が「早田を植えるべき時分」だとみえる。この4月16日は陽暦6月5日にあたる。早稲は、だいたい「七月

節に入、廿日程に実のる」（「地方の問書」という。そして久世荘では、7月26日ごろに「早米催促」の使者が下され（「鎮守八幡宮供僧評定引付」文安5年7月25日条〈東百ワ66〉）、年の最初の年貢米は、東寺八幡宮の放生会前の8月13日に寺納するのが恒例となっていた。

上久世荘では、早・中・晩稲の作付けの傾向が推測できる。表9は、(1)明応3(1494)年・(2)同4年分の上久世荘本所分年貢米について、納入日ごとに納入量・納入者数を集計した。ただし、(1)(2)ともにやや留意すべき点がある。(1)は前後を欠き、早稲分と晩稲の一部が欠落している。(2)のほうは、中稲の納入が停滞していたらしく、11月1日（11月25日）に公文を呼びつけて嚴重に納入を申し付けた（「鎮守八幡宮供僧評定引付」明応4年11月1日条〈東百ね

表9 上久世荘本所分の年貢米納入日と納入量・納入者数

(1)明応3年(1494)			
和 暦	西 暦	納入量	人数
9/25	11/2	28.781 [㍿]	29
10/3	11/9	12.101	24
10/12	11/18	6.520	6
10/18	11/24	3.697	8
10/24	11/30	6.990	11
10/30	12/6	31.701	36
11/6	12/12	21.092	16
11/12	12/18	不明	
納入量合計		109.919	

(2)明応4年(1495)			
和 暦	西 暦	納入量	人数
8/13	9/10	1.960 [㍿]	27
9/2	9/29	2.298	27
9/17	10/17	0.110	2
9/22	10/19	0.043	1
9/28	10/25	0.181	4
10/7	11/2	0.202	4
10/29	11/24	6.334	15
11/5	11/30	41.224	36
11/11	12/6	0.245	1
11/17	12/12	22.024	30?
11/24	12/19	4.924	7
12/2	12/27	3.011	2
12/6	12/31	11.091	20
12/11	1/5	0.963	1
12/12	1/6	13.713	17
12/20	1/14	7.938	19
12/21	1/15	8.054	6
12/27	1/21	2.694	21
納入量合計		127.009	

(1)(2)は「大谷雅彦氏所蔵文書」（東京大学史料編纂所写真帳）。

(1)：〔明応3年〕

「上久世荘年貢米納帳」。

(2)：明応4年8月13日

「上久世荘年貢米納帳」。

* (1)は前後を欠く。

(2)の11/17納入分は欠落・虫損がある。
西暦はグレゴリウス暦である。

34))。11月5日(圖11月30日)は、遅れ気味だが中稲の納入とみてよい。これらを考慮して表をみよう。

まず納入者数に注目すると、年貢納入には3つのピークがみとれる。陽暦の9月中下旬、11月上中旬、12月上中旬ごろである。早・中・晩稲の収穫期は、一般に早稲が圖8月中旬～9月中旬、中稲が圖10月上旬～中旬、晩稲が圖11月上旬～中旬ごろだという。3つのピークは、それぞれ調製を終え、納入が始まる時期であろう。

時期から判断して早・中・晩稲の納入量を計算すると、(2)の場合、その比率は、順に3.8%、37.6%、58.6%となる。また、天文18(1549)年8月日「上久世荘年貢米納帳」(東百む128)もほぼ似たような数値がえられる。納入率は作付け率を反映するだろうから、早稲の作付け率はわずか3%前後に過ぎず、中晩稲を中心にしていたことがわかる。早田の免米申請の際に、上使が報告したように、その田数は2町余程とみられる(「鎮守八幡宮供僧評定引付」明応5年7月25日条〈東百け54〉)。

なお、栽培した稲の品種に関しては、次のような史料もある(「鎮守八幡宮供僧評定引付」寛正5年11月24日条〈東百ね6〉)。

当年上下荘年貢一向餅米也。且衆中之難儀、且百姓等餘自由之儀也。旁以不_レ可_レ然。仍上下沙汰人等召_レ之。自_二来年_一餅米不_レ可_レ作之由、堅_三下知_二之由、今日及_二其沙汰_一処也。

上久世荘・下久世荘では、この年、粳米にかえて餅米が作られ、年貢として納められた。領主の供僧は、百姓の勝手な振る舞いを怒り、来年からは餅米を作付けしてはならないと厳命した。「鎮守八幡宮供僧評定引付」長享元(1487)年9月20日条(東百ね26)では、近年の膨大な年貢米未進の原因として、荘民らの米の売却を問題視しているが、この餅米の作付けも米を商品として利潤を得ようとする動きとみられる。

4.2 中世後期の農作業

ここでは、「馬場田農事日記」（図書寮叢刊『壬生家文書』304号）、長祿3（1459）年10月10日「御燈田刈取入足注文」（東百ア230）、長祿3年10月25日「御燈田稻舂入足注文」（東百ア231）を用いて、中世後期の農作業の過程を提示したい。上久世荘の事例ではなく、また以前にも使用したもののだが（西谷2006, pp. 318-320）、中世の水田稲作の農作業が体系的にわかる希有の史料なので再びとりあげよう。

「馬場田農事日記」は文明13（1481）年ごろに作成された。文明10年までは、「宮田中間（左衛門）さえもん入道（跡）あと」の禪門と母が二人で耕作していたが（請負経営だろう）、父親の死去による家族労働力の減少で田地を手放したのだろう、文明11年以降は地主の「手作」となり、壬生（近世の山城国葛野郡壬生村）の小二郎を雇って経営にあたらせた。稲・麦の二毛作田である。一方、御燈田のほうは、山城国紀伊郡佐井佐里の田地であるが（2.3-(a)を参照）、これも地主の手作経営となつた事例である。

両方とも晩稲とみられる。上記の史料から農作業の過程を一覧にしたのが、表10である。経費・労力は1反分に換算して表した。以下、馬場田の文明12年の作業を中心

表10 水田稲作の農作業と経費（1反分）

作業	費用	備考
①種初	250文	元は200文
②耕起	150文	牛を使用
③代掻き	150文	牛を使用
④畔塗り施肥	320文	80文×4人
⑤田植	175文	35文×5人
⑥水管理		
⑦草取2回	450文	15文×30人
⑧稲刈	65文	2反半162文。⑧⑨は他に酒代100文。
⑨稲運搬	53文	2反半132文
⑩脱穀	66文	2反半165文。他に食費・灯明代315文。
⑪初摺り	(66文)	仮に脱穀（稲扱き）と同額とした。
⑫製俵	(33文)	仮に脱穀（稲扱き）と半額とした。
⑬年貢納入	(53文)	仮に稲運搬と同額とした。
合計	1679文 (1831文)	

*①～⑦：『壬生家文書』304号、「馬場田農事日記」。⑧⑨：東百ア230、長祿3年10月10日「御燈田刈取入足注文」。⑩：東百ア231、長祿3年10月25日「御燈田稻舂入足注文」。

に、簡単に解説を加える。

- ①種籾。小二郎に種籾代金 250 文を下行。
- ②耕起。荒すき（アラスキ）。文明 13 年は牛を使用（牛使いを雇用）。経費 150 文。
- ③代掻き。「カキスク」とは代掻きだろう。牛を使用（牛使いを雇用）。経費 150 文。
- ④畔塗り・施肥。畔刈（クロカリ）とは、田の畔に生える草を刈り取って刈敷などに利用すること（小学館・日本国語大辞典）。「クリアケ」は畔上げで、畔塗り・畔のかさ上げのこと。文明 13 年には「西ノクロ^(畔)」を例年よりも「能々是ヲアクル」とみえる。経費 320 文（男 4 人、1 人 80 文宛）。
- ⑤田植。経費 175 文（早乙女 5 人、1 人 35 文宛）。文明 13 年は、早開（さびらき）（サヒラキ）——田植え始めに田の神を迎える儀礼——に経費 30 文。
- ⑥水管理。「水シウノ事」は小二郎親子が見回った。
- ⑦草取 2 回。一番取草が 6 月 22・24 日（圖 8 月 7・9 日）。二番草取が 7 月 4 日（圖 8 月 18 日）。2 回の経費 450 文（1 人 15 文で 30 人、15 文の内訳は賃 12 文・茶ノ子 3 文）。
- ⑧稲刈。2 反半で 162 文。
- ⑨稲運搬。2 反半で 132 文。永享 10（1438）年「御燈田四塚二反半芥田注文」（東百ア 191）は、別の年の⑧⑨の経費を書きあげたものだが、人夫 23 人と馬 1 匹を動員した（雇用費用は人 10 文、馬 50 文）。
- ⑩脱穀。2 反半分で抜き賃が 165 文（16 人分）。そのほかに、食物代 300 文（16 人分）、松明代 15 文。稲扱きは夜なべて行われた。
- ⑪籾摺り。籾から籾殻を除いて玄米にする作業。「地方の聞書」により脱穀と同じ労力と計算した。
- ⑫製俵。玄米を俵詰める作業。「地方の聞書」により脱穀の半分の労力

と計算した。

⑬年貢納入。年貢納入の労力はまちまちだろうが、仮に稲運搬と同じとして計算した。

また、「廿一口方評定引付」寛正6（1465）年7月9日条（東百ヶ17）によると、このほかに中干しを効果的におこなうために「手溝」を掘ることもあったらしい。

ここで特徴的に思われるのは、耕起・代掻きに牛使いを高額で雇い、また畔塗り・田植・草取・稲刈・脱穀などに、労賃を払って多数の「近所ノ地下人」（男女）を使役したことである。つまり中世後期の農村には、臨時的な雇用を満たす農業労働市場が存在し、農繁期の必要労働力が家族以外の外部農業労働市場で調達されたのである。

馬場田では裏作に麦を植え、麦は作った小二郎の所得とされた。田作りに雇われた小二郎がいくつかの農作業で労賃をとらないのは、この収益のゆえとみられる。文明13年の裏作記事はなかなか興味深い。文明12年の冬は、北半分は麦を作り、南半分は「アレチ」（荒地）のままにして裏作を休み、翌13年には、耕地全体で米作りをしている。代掻きは、麦作分は1回、荒地分は2回おこなったが、これは後者にやや手を懸けたということだろう。では、小二郎は収入が減るのに、なぜ裏作を半分休耕したのか。これについては、中世と同じく必要養分を自給肥料でまかなった、近世前期の東北南部の農書「会津農書」（『日本農書全集19』農山漁村文化協会1982。1684年成立）の記事が手がかりになる。

麦かり跡に晩稲殖てよし。又糯を殖てもよし。とかく麦田の稲ハ本田より悪し。されとも畑不足の処ハ蒔きて養を多く入れは余り損もなし。（中略）。
又年々作れハ麦田の稲もよし。

一般的に、二毛作田（麦田）は、一毛作田（本田）より収穫が落ちる。ただし、肥料を多く入れれば収穫はあまり変わらないし、一年おきに麦を作れば、二毛作田でも稲の出来はよい、とする（この「年々」は毎年ではなく、一年交替

を意味する。『角川古語大辞典』を参照)。地力の低下は、収穫に悪影響を与える。小二郎が大量の肥料を投入した形跡はない。おそらく彼は、近世の農書が述べるような地力の回復策を経験的に知っており、裏作の休耕をはさむ方法を選択したのであろう。

さて、中世後期における水田稲作の農作業の特質を整理しておこう。近世と比較する場合の対象は、「清良記」(『日本農書全集10』農山漁村文化協会1980)にもとめた。

- ①基本的に農作業の過程は近世と共通する。ただし作業の中味は、近世と比べると省エネ型といえる。草取の回数は、近世の3回に対して、中世では2回が標準であった^{*37}。また、耕起・代掻きの回数も少なかったとみられる。
- ②農繁期の労働需要は貨幣を媒介にやり繰りされた。
- ③作業の省力化のために、畜力が積極的に利用された。牛馬の使用は、牛馬を所有しない階層にも大きく開かれていたとみられる。

近世と比較すると、中世後期の農作業の特質は、貨幣を媒介にした外部労働力の利用、作業過程の簡素化および役畜の利用による省力化にある。二毛作をおこなうと、農繁期の労働がとくに多事・過重になり、労働管理が難しくなる。農書を見ると、近世の百姓は個人の精勤と共同体的な協力体制でこれを持ち切ろうとした。一方、中世農民のほうは、確かに集約農業の枠内には立っていたが、必ずしも最大限の生産の達成はもとめず、自己労働を省力化(温存)する途を歩んでいたようにみうけられる。

5 水田二毛作の展開

5.1 水田二毛作の歴史的意義

米は公的性格を帯び、税として徴収され、支配者層の常食であった。一方、麦は、「以_レ作_レ麦_レ遂_レ農業_レ条、諸国皆以例也」(延文6年4月日「若狭国太良荘地

頭方百姓等申状」〈東百ハ54〉、「麦は尤地下人の食物第一たり」（慶安2年8月27日安濃津藩藩法『宗国史』（下），pp.301）というように、中近世を通じて民衆の主食として生活を支えた。上久世荘は畠地が少ない土地柄で、水田裏作の麦に対する需要は高かったに違いない。しかし裏作麦は、原則として領主・地主の収取対象でなかったため^{*38}、手がかりとなる史料が少なく、実態に迫るのが難しい。さらに水田二毛作の歴史的意義に関しても、相反する有力な学説が唱えられており、やや不透明な状況にある。ここでは、先学の達成に学び、水田二毛作の歴史的意義を確認しておきたい。

水田二毛作の普及は、集約農業にむけて発展をとげた、中世農業の生産力向上の牽引車と位置づけられてきた（宝月1939・1999，古島1975）。西国では、鎌倉中期以降二毛作が広がり、裏作麦の増収により小百姓の自立が可能になったともいわれる（稲垣1981，pp.203）。こうした古典的学説を、磯貝富士男は真っ向から否定した（磯貝2002・2013）。磯貝は水田二毛作の展開を、農業技術の発展ではなく、気候変動への補填的対応という文脈でとらえた。そもそも水田二毛作は、冷害等による稲の凶作を補うために救荒的措置としてはじまるが、それが本格化した鎌倉後期以降も、裏作の過剰な拡大が負の方向に作用し、かえって表作である稲の慢性的な減収をもたらしたとする。この磯貝説は一定の支持を集め、現在では、一方の有力な学説とみなされている。他方、独自の研究方法を駆使して荘園史・農業史に大きな足跡を残した服部英雄は、通説の立場を継承しつつも、水田二毛作の展開を平安前期以前にまで遡らせるべきだとして自説を展開した（服部2003）。

このように水田二毛作の評価に関しては、大きな岐路がある。最大の分岐点は、通説と磯貝説の間にある。第2の分岐点は、その一般化をどの時期にもとめるかである。

まずは、後者について考えよう。磯貝は平安末期の水田二毛作（平⑤1892号〈1118年〉）を緊急避難的な救荒目的の作付けと位置づけたが、通説の立場か

らも、これを例外的とする見方もあれば、氷山の一角とする見方——平安末期に一般化を想定する見解——もあり、さらに服部説では、より積極的な考えが提示されている。

磯貝富士男は、高野山領紀伊国官省符荘の事例を丹念に分析して、二毛作田の比率を推計した（磯貝 2002, pp.99-110）。磯貝は史料的なバイアスを加味して、官省符荘の全水田中に二毛作田のしめる比率を、1275 年ごろが約 13%、1300 年ごろが約 20%、1325 年ごろが約 25%、1350 年ごろが約 30% と推定した。このデータは貴重である*³⁹。紀ノ川中流域の官省符荘は、早くから二毛作が行われた、水田二毛作の先進地域であった。その二毛作率が、13 世紀中葉ごろから一貫して増加傾向にあるのだから、やはり水田二毛作の一般化は、平安期に遡らせるのは難しく、磯貝が論じたように鎌倉後期以降としなければならない。なお、磯貝は、正平 11 (1356) 年の紀伊国洪田荘の二毛作率を 37% 前後、文明 10 (1478) 年の粉河寺領同国東村のそれを 33.2% と推計した（磯貝 2002, pp.118）。両所ともに紀ノ川中流域に位置する。ちなみに、『農商務統計表』（明治 19 年）の「田地作付区別 十七年調」によれば、明治 17 (1884) 年の紀伊国の二毛作田率は 39% である（以下、「明治 17 年田地作付区別」とよぶ）。1350 年ごろの 30% 超はかなり高い数値といえる。

水田二毛作は、鎌倉後期以降拡大の途をたどり、15 世紀には、畿内では三毛作もみられた。二毛作という集約的な農法が、時として水田の領主・百姓間に軋轢を生んだことはよく知られている（磯貝 2002, 服部 2003 など）。二毛作拡大の推進力、領主・百姓間の軋轢の原因はどこにあったのか。

抑水田二百姓等近年任_レ雅意_一麦作事。為_レ地主_一不_レ弃事也。耕作遅々間、毎々早損之由申_レ之。隨而自_レ昔代_一停止事也。（『大乘院寺社雜事記』文明 7 年 3 月 17 日条）

大意は以下の通りである。百姓たちが自分勝手に裏作に麦を作っているが、これは領主にとって不都合だ（ここの「地主」は領主を意味する）。（大麦は稲の収

穫が終わった秋に播種し、田植え前の初夏に収穫するが）裏作収穫の影響で田植えが遅れて、稲が日照りの被害にあい、百姓たちは、毎年のように損免を申し立ててくる。こうならないように昔から二毛作は禁止しているのに、けしからないことだ。

二毛作を押し広げていったのは、もちろん百姓たちである。裏作の麦は非課税だから、そのインセンティブは高い。一方、領主のほうは、年貢となる表作の米への悪影響を懸念して、裏作を忌避している。ただし、ここの裏作禁止令は額面通りに介さないほうがよい。実際には、その取締は実行されず裏作がおこなわれた。百姓の成立を保障するという領主の義務——撫民の立場からすれば、百姓の生活の糧となる麦作をそう簡単には封殺できない。こうした禁止は、年貢収取を順調に進めるための原則的勧誡とみたほうがよい。

このように二毛作に対する百姓の意欲は旺盛であったが、それに限界や負の側面が存在することも、近世の農書以来、古くから指摘されてきた（長1988）。水田二毛作の拡大を限界づける条件として主にあげられるのは、①水田の条件（乾・湿）、②地力の低下、③労働配分、の3つである。①水田の条件とは、水田が乾田か湿田かということで、乾田であることが二毛作成立の必要条件となる（高橋昌明1997）。②地力の低下とは、裏作のために地力が大きく消耗することで、それを補うのに施肥を必要とした。③労働配分とは、二毛作をおこなった場合、旧暦の4・5月と8～10月あたりに表・裏の農作業が重複して過酷・繁多な労働を強いられ、労働配分が難しくなるという問題である（長1988, pp. 50-52）。労働を自己管理して適切に農作業をやり遂げないと、収穫に大きく響いてくる。

通説では、中世後期には、施肥の普及により裏作可能な乾田では、ほぼ二毛作が行われたと想定し、農業生産力が発展したと評価した（宝月1999, pp.193-95）。一方、この理解に懐疑的な論者たちは、二毛作の普及をやや控えめにみる。「清良記」の記述等を参考にして峰岸純夫は、西日本の先進地域で20～

表 11 明治 17 年の二毛作田の割合

東 北	0.0%
北陸道	4.0%
関 東	10.9%
東山道 (甲斐以西)	26.4%
東海道 (伊豆以西)	25.5%
畿 内	52.7%
山陰道	33.1%
山陽道	43.0%
南海道	41.3%
西海道	51.0%
全国平均	24.4%

*有蘭 (2013) の表 3 をもとに作成した。

参考にして、中世の比率を推測してみよう^{*40} (表 11)。時期的にみてその数値は、おおよそ近世の到達点を示すとみて大過ないだろう。

全国的にみると、一毛作田が総水田面積の 75%、二毛作田 24.4% である (不作付田が 0.6%)。全国的には、一毛作田が主流といえる^{*41}。東国・西国で集計すると二毛作田の比率は、西国では 38.3%、東国では 5.4% である (三河国・信濃国以东を東国とした)。ちなみに、本稿で関説する国々の二毛作率は、山越国 43%、大和国 74%、紀伊国 39%、筑後国 90% である。このように水田の二毛作率に関しては、近代初頭の段階で東西に圧倒的な地域差が存在したことが知られるが、中世東国の水田二毛作事例が西国に比してきわめて少ないことからすれば (下野国佐野荘中村郷の田地売券が中世唯一の事例という)、中世においてもこの傾向は該当するか、さらに顕著であったと考えられる。

中世の西国で水田二毛作が拡大した理由については、歴史地理学の方面からの説明がある。高橋学によれば、10 世紀末から 12 世紀初頭にかけて西国の広い地域で、河床の低下に伴い、地形環境に変化が生じて完新世段丘Ⅱ面とよばれる段丘面が形成されるが、ここでは、地下水位が低下したことから湿田が減少して乾田が増加したという (高橋学 2003, 102-61)。つまり、人為を超えたと

30% と推測した (峰岸 2009, pp.150-56)。さらに磯貝富士男は、肥料や用水の供給量を無視した裏作の過剰な拡大が、地域的な田地の荒廃化問題を引き起こし、トータルで見ると農業生産力が減少した可能性があるとし唆した (磯貝 2013, pp.25-27)。

もとより、中世の水田二毛作率は確定できない。隔靴搔痒の感は否めないが、「明治 17 年田地作付区別」をデータを

ここで、水田二毛作に乗りだすための前提が用意されていたのである。また、労働配分の問題に関しては、畜力や他人労働力の積極的な利用によって過密労働状況を緩和する方法がとられたことは、前章で述べたところである。

では、中世西国の水田二毛作率は、どの当りにおくのが妥当だろうか。水田の大半は、河川の堆積によって形成された沖積平野に分布する。近世には、大河川の下流域が開発されて大量の水田が生みだされるが、中世の代表的な水田地帯は河川中流の平野部であった。つまり中世には、全水田のなかで中流平野の水田がしめる割合は大きかった。前述の磯貝の推計や後述する久世荘の状況から考えると、中流平野における水田二毛作率の到達点は、30～40% 当りに目安がおけるのではないかと思う。さらに西国全体の比率については、20～30% 程度と想定しておきたい。一方、中世東国の比率は5% 以下とみるのが妥当であろう。とすると、水田二毛作の展開が社会に与えたインパクトは、西国では大きかったが、東国では小さかったということになる。

さて、水田二毛作の普及は、中世の農業生産力にとって正負のどちらに作用したのか。確かに、二毛作は地力に大きな負荷をかけるが、それを回避する方法を中世人もすでに知っていた。また第1章では、上久世荘において、耕地・水利の状況を改善するために努力が積み重ねられてきたようすをみてきた。

さらに本稿では、第2章・第3章において、室町期の上久世荘の米生産力を推計した。その結果からすると、上久世の生産性はそれなりに高い水準にあったから、鎌倉期に比べて後退したとは考えがたく、むしろ上昇したとするのが適切な判断だと思う。

上久世を含む西岡地域に関しては、史料的に鎌倉期の状況を復元することは困難だが、金田章裕が論じた大和盆地の展開が参考になる（金田1985, pp.241-81）。すなわち、先進地域の大和盆地でも、平安末期には、耕地状況はかなり不均一・不安定な段階にあったが、鎌倉期以降、用水の整備・土地の改善が進み、高度な土地利用を実現する可能性が開かれたという。また本稿では、時代

とともに次第に増加した土地売買が、農業生産力上昇のある程度の指標たりうることを指摘した。つまり、鎌倉・室町期における米の増産傾向を認め、水田二毛作の拡大とあわせて、鎌倉後期以降、農業生産は大きく増加したというのが、本稿の結論である。

5.2 上久世荘の水田二毛作

地形的にみると、上久世荘は2つの地区に区分できる。比較的標高の高い西側の地区（西田井）と川沿いで低地の東側の地区（東田井）であり、それぞれ別個の用水で養われた。東田井は、蔵王堂の東で荘域の約3分の1をしめた（上島1970, pp.322）。大きくいうと、ともに自然堤防帯に含まれるが、高橋学の概念を用いれば、西田井は段丘崖上の完新世段丘Ⅱ面、東田井は現氾濫原面にあたる。中世の現氾濫原面では、洪水の作用で急速に堆積が進み、大規模な自然堤防が形成されるが、さらに人為（築堤）が加えられ^{*42}、ここにも農地が開かれた（高橋学2003, 144-47）。村人にとって重要な生産現場であるが、時に洪水の被害を被った東田井とは、まさにこうした空間にほかならない。

上久世荘では、水田二毛作の史料は1点しかない。文亀2（1502）年7月6日「上久世荘孫九郎申状」（東百そ91）だが、「麦より我々作仕候」とあって、「よこなわて」（横畔）の田地300歩で二毛作が行われていたことがわかる。同所は乾田の多い西田井の土地と推定される。一方、東田井にはある程度湿田が存在したらしい。川沿いの自然堤防から程近い「中フケ・長土呂・中土呂」の田地20反240歩は、おそらく湿田であろう。「フケ」は「深い」、「土呂」は「泥」の意で、この辺りは「泥深い田」（深田）——湿田地帯とみられる。また、かつて用水池であった「池内」の田地16反も、あるいは湿田かもしれない。乾田地帯の西田井に対して、乾田と湿田が混在するのが、東田井の風景であろう。

永正16（1519）年3月5日「利倉貞盛等連署請文」（東百を420）は、上久世荘の麦の生産が、かなりの分量に及んだことを推測させる。前年の未進米は37石余に達したが（東百む118-1）、荘民らは半分を麦で支払うと約束した。同

荘は畠が少なく、また支払い分の麦は、おそらく米の相当額だろうから（米の価格は麦の3倍程度）、それなりの水田二毛作の広がりを考えざるをえない。

もう一つ、下久世荘の事例を紹介しよう。公方御成で反銭が課された際に、よそ者の出作百姓5名に未進があった。次回の収穫（作毛）で未進分を補填させようと考えて、彼らの田地について、「次作毛者麦歟、深田歟」を調査させた（『鎮守八幡宮供僧評定引』付寛正5年11月24日条〈東百ね6〉）。「深田」は湿田の一毛作田で、次の作毛は来秋の米、一方、次の作毛が「麦」というのは、二毛作田を意味する。ここの二者択一的な物言いには、「深田以外の乾田では、二毛作をしているはずだ」という領主の常識が透けてみえる。久世荘一帯では、そうした実態があつてのことだろう。

もとより、どの地域でも、乾田ならば必ず二毛作がおこなわれたはずだ、と主張したいわけではない。近世の状況から考えると、東日本では、むしろ一毛作をよしとする意識が高かった可能性もある。また西日本でも、畠地の豊富な地域であれば、二毛作を手広くおこなう必然性は低いだろう。上久世荘では、乾田が優勢な西田井が荘域の約3分の2をしめた。印象論だが、その二毛作率は50%を大きく超えるのではないか。ただしこれは、畠が不足し、乾田が多いという同荘の地域性に依るところが大きい。

なお、久世荘のような典型的な水田稲作地帯でも、水田や畠の耕作を中心としつつも、採集・狩猟・漁撈などを組み込み、多角的な経営を営んできたことが、近年注目を集めている（安室2004、伊藤2005）。副業的生業の史的な痕跡は微かだが、下久世荘では、用水路をせき止めて住民が「魚取」をしたため、下流の荘から強く解除をもとめられおり、当時の水田漁撈の一端がうかがえる（『鎮守八幡宮供僧評定引』応永20年8月9・12・13日条〈東百ワ29〉）。また、こうした用水路や堀にたまった泥土は肥料として利用された^{*43}。上久世荘では、肥灰を積極的に投入したことがよく知られている。二毛作が盛んな上久世荘の肥料の需要は相当高かったに違いないが、山野の乏しいこの地域でそれをどう

やってまかなったのかはわからない。川溝の泥や、河川敷の植物など山野の供給するもの以外の肥料を利用したり、あるいは、裏作の休耕を入れるなどの方法がとられたのであろうか。

おわりに

本稿では、15世紀初期前後ごろの上久世荘の平均反収を13.89斗（図11.54斗）と推定した。水田の生産力は、以後も増加傾向にあり、水田二毛作の拡大とあわせて、中世後期にその農業生産力は大きく増加したとみられる。さらに、中世後期に土地売買が活発化する現象をふまえると、こうした状況は、上久世荘と類似した地理的環境にある地域に敷衍化できる可能性が高いと思う。

つまり本稿は、鎌倉後期・室町期における農業生産の発展を高く評価する立場にたつが、必ずしも室町期の社会状況をバラ色にばかり捉えてるわけではない。いささか推測に推測を重ねる話になるが、少しく考えるところを述べて稿を閉じることにしたい。

第一は、人口増加の可能性である。農業生産力の上昇が出生率を引き上げ、人口増をもたらした可能性がある。人口増加率が生産力の増加水準を上回った場合には、1人当りの取り分は減少することもありうる。中世史料で人口問題を論じることは困難を極めるが、糸口を探っていく努力はやはり必要であろう。

第二は、河川中流域平野部の生産性の高さである。近世の水準に接近していたとすれば、逆説的だが、今後の伸びしろが少ないということである。もとより、仮説ではあるが、増えた人口を支えるために、社会が農業生産の拡大をめざしたとすれば、新たな開発がフロンティア——大河川下流域に乗りだしていく理由は比較的容易に説明できる。

【文献目録】

安室知（2004）「水田の環境史」、同編『歴史研究の最前線2 環境史研究の課題』吉川

弘文館

- 有蘭正一郎（2013）「近世農書はなぜ水田の冬期湛水を奨励したか」、『愛知史学』22
- 池上裕子（2012）「検地と石高制」『日本中近世移行期論』校倉書房（初出2004）
- 伊藤寿和（2005）「陸の生業」、『列島の古代史2 暮らしと生業』岩波書店
- 稲垣泰彦（1981）「中世の農業経営と収取形態」『日本中世社会史論』東京大学出版会（初出1975）
- 磯貝富士男（2002）「十三世紀後期～十四世紀における水田二毛作展開の実態」『中世の農業と気候』吉川弘文館（初出1986・1987・1988）
- 磯貝富士男（2013）「気候変動と中世農業」, 井原今朝男編『環境の日本史3 中世の環境と開発・生業』吉川弘文館
- 大山喬平（2012）「葛野大堰と今井用水」『日本中世のムラと神々』岩波書店（初出2011）
- 貴田潔（2012）「鎌倉期における田地価格の統計的分析—地域性・時代性・季節性の視点から」『日本中世における荘園制の構造と地域社会』（博士論文・九州大学）
- 金田章裕（1985）「平安期の和和盆地における条里地割内部の土地利用」『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂（初出1978）
- 金田章裕（1987）「古代・中世における水田景観の形式」、『稲のアジア史3 アジアの中の日本稲作文化』小学館
- 金田章裕（1992）「桂川の河道変遷と東寺領上桂荘」『微地形と中世村落』吉川弘文館
- 久留島典子（1984）「東寺領山城国久世庄の名主職について」、『史学雑誌』93-8
- 澤田吾一（1930a）「荘園経済及び佃」、『史学雑誌』41-3
- 澤田吾一（1930b）「東寺荘園の枡」、『歴史地理』55-3
- 須磨千穎（1977）「山城上賀茂の天正検地」, 「中世の窓」同人編『論集中世の窓』吉川弘文館
- 高橋一樹（2015）「畠田を通じてみた15世紀の畿内近国における農業生産」, 研究代表中島圭一『中世を終わらせた「生産革命」』平成23年度～26年度科学研究費補助金研究成果報告書
- 高橋昌明（1998）「日本中世農業生産力水準再評価の一視点」『中世史の理論と方法』校倉書房（初出1977）
- 高橋学（2003）『平野の環境考古学』古今書院

- 田中倫子 (1979) 「戦国期における荘園村落の収取」、『史林』62-6
- 田中倫子 (1995) 「久世荘」, 網野善彦他編『講座日本荘園史7 近畿地方の荘園Ⅱ』吉川弘文館
- 玉城玲子 (2003) 「中世桂川用水の水利系統と郷村」, 増尾伸一郎・工藤健一・北條勝貴編『環境と心性の文化史 上 環境の認識』勉誠出版
- 田村憲美 (2015) 「自然環境と中世社会」, 『岩波講座日本歴史 中世4』岩波書店
- 長憲次 (1988) 『水田利用方式の展開過程』農村統計協会
- 永原慶二 (2007) 「平安末期耕地売券の分析」『永原慶二著作選集第三巻 日本中世社会構造の研究』吉川弘文館 (初出1967)
- 西谷正浩 (1998-99) 「中世東寺の散在所領について」, 『福岡大学人文論叢』30-1・2・3・4, 31-1・2
- 西谷正浩 (2006) 『日本中世の所有構造』塙書房
- 西谷正浩 (2014) 「荘園制の展開と所有構造」, 『岩波講座日本歴史 中世3』岩波書店
- 服部英雄 (2003) 「カタアラシの語義と二毛作の起源」『歴史を読み解く』青史出版
- 古島敏雄 (1975) 『古島敏雄著作集6 日本農業技術史』東京大学出版会 (初出1947)
- 寶月圭吾 (1939) 「農業史」, 『新講大日本史第十一巻 日本社会経済史(上)』雄山閣
- 寶月圭吾 (1961) 『中世量制史の研究』吉川弘文館
- 寶月圭吾 (1999) 「中世の産業と技術」『中世日本の売券と徳政』吉川弘文館 (初出1963)
- 牧原成征 (2014) 「兵農分離と石高制」, 『岩波講座日本歴史 近世1』岩波書店
- 水野章二 (2000) 「中世の開発と村落」『日本中世の村落と荘園制』校倉書房 (初出1994)
- 水鳥川和夫 (2010) 「中世畿内における使用升の容積と標準升」, 『社会経済史学』75-6
- 峰岸純夫 (2009) 「十五世紀後半の土地制度」『中世荘園公領制と流通』岩田書院 (初出1973)
- 湯浅治久 (2015) 「惣村と土豪」, 『岩波講座日本歴史 中世4』岩波書店
- 「長嶋家文書」: 『京都府立総合資料館紀要』5・6・25号, 1977・1978・1995年
- 「長福寺文書」: 石井進編『長福寺文書の研究』山川出版社1992年
- 農商務省総務局報告課『農商務統計表』(明治19年6月刊): 農林省統計調査部編『農商務統計表 第1次』(1925年)、農林水産省図書館電子化図書

* 和暦とグレゴリウス暦の換算には、ウェブ・ツール「換暦」を使用した。

- *1 定田 534 反 340 歩で分米 231 石 1 斗 6 升 9 合。ここから井料等 8 石 3 斗を除き、新田・畠田の分を加えて、定米 226 石 3 斗 6 升 7 勺とされた（後日、百姓の抗議で 224 石 4 斗 3 升 5 合 5 勺に引き下げられた）。なお新田の面積は、暦応 4 年 2 月 29 日「上久世実検田地名寄帳」（東百ひ 8）によった。
- *2 年貢・加地子の表示は、基本的に玄米高である。たとえば「一石六斗高吉〈但二斗代初五斗納、依被免納了〉」（平安遺文④ 1213 号）とは、未進分の年貢米 1 石 6 斗（表示額）を粗米 4 石で支払ったことを意味する（玄米 2 斗に対し粗米 5 斗のレート）。
- *3 玉城玲子によって編まれた、向日市文化資料館特別展図録『桂川用水と西岡の村々』（1997 年）は、桂川用水を論じる際の基本文献となる労作である。なお、西岡地域の用水問題をとりあげた仕事は枚挙にいとまがない。特別展図録の参考文献や最近の成果である大山（2012）を参照されたい。
- *4 牛瀬・上久世方面への流れは「^{（本流）}ほんみそ」=本流とあって（東百レ 385）、高羽井の成立当初から存在したらしい。また、上久世荘が地蔵河原用水ができる以前から東田井の井料（牛瀬井料）を負担したのは、高羽井に水利権を有したゆえと判断した。なお、1400 年前後ごろには、まだ荘園ごとに個別の用水を引いていたとする説もある（金田 1992）。そうすると高羽井の成立もそれ以降となる。今井用水に本線の今井（上方）と分線の高羽井（下方）が並存する状況は、応永 26（1419）年の「桂川用水差図」（東百い 21-3）で確認できるが、「置石堰水、養上方田地、以石間漏水、養下方田堵者、此河大法往古規式也」（応永 26 年 7 月日「東寺申状」〈東百い 21-1〉）というように、両線の存在を前提とする今井用水の分水秩序は「往古規式」とされ、高羽井の成立もかなり遡るとみられる。また「上野荘用水差図」（教王絵図 8 号）において、2 本線で表されたものを用水路と解釈すれば、この差図と「桂川用水差図」は同じ段階の状況を描いたと理解できる。
- *5 本稿では、以下の方法で地字の位置を推定した。土台になるのは上鳥有の復元図である（上鳥 1970, pp.30）。暦応 4 年 2 月 29 日「上久世荘実検取帳」（東百ケ 28）は、荘の西南端から始めて北上し、北端にいたるとその東側を南下するというパターンで田地を記載する。元亨 4 年注文案（東百な 79-2）は田地の地字を記す。これら

を比較検討して推定した。

- *6 地藏河原用水は今堂口を取水口とした。永享9年12月30日「下久世莊年貢算用状」(東百レ122)に「今堂口井料」がみえる。
- *7 『老松堂日本行録』(岩波文庫, pp.144)の著名な尼崎の三毛作の記事に続いて「川塞がれば則ち畚(水田)と為し、川決すれば則ち田(陸田)と為す」とあるのは、まさにこうした利用法のことだろう。
- *8 東百リ109-3、応永31年5月晦日「上久世莊沙汰人道浄名主年貢請文」。東百リ109-9、応安3年11月25日「沙弥善阿田地讓状」。
- *9 東百リ109-3、応永31年5月晦日「上久世莊沙汰人道浄名主年貢請文」。東百リ109-8、明德2年10月17日「知聖田地売券」。
- *10 東百カ114-1、文安5年12月15日「外林貞次名主得分請文」。東百カ116、文安6年2月13日「2月15日仏事田年貢等注文」。
- *11 東百エ172-2、文安6年1月12日「上久世莊百姓道順請文」。東百エ172-3、文安6年1月12日「上久世莊与五郎田地売券」。
- *12 東百エ175-1、享徳3年6月1日「東寺塔方下地作人等注文」。
- *13 東百な79-2、元亨4年4月日「山城国上久世莊田数并年貢以下色々目安注文案」。
- *14 東百よ138-2、康正元年12月27日「上久世莊木村彦太郎請文」。東百よ138-4、正長2年4月18日「林香庵比丘尼有近田地売券」。
- *15 東百キ151-1、寛正4年12月15日「納所乗珍法橋寿賢田地名主職寄進状」。
- *16 東百な132-4、永和2年11月20日「左近次郎田地売券案」。
- *17 東百を91-2、明德2年12月6日「覚阿弥田地売券案」。
- *18 東百な79-2、元亨4年4月日「山城国上久世莊田数并年貢以下色々目安注文案」。
- *19 東百な132-1、永和2年11月20日「き七田地売券案」。
- *20 東百な132-2、永和2年11月20日「左近四郎行吉田地売券案」。
- *21 東百な132-3、永和2年11月20日「平四郎田地売券案」。
- *22 東百ユ63、永享6年12月11日「真板慶貞預分下地得分注文」。
- *23 東百ア191、永享10年「御燈田四塚二反半芥田注文」。東百ア230、長祿3年10月10日「御燈田刈取入足注文」。東百ア231、長祿3年10月25日「御燈田稲舂入足注文」。
- *24 他に以下の事例もある。紀伊国荒川莊字藤木本の田地180歩について、「荒川田片

子日記」（『高野山文書』三、続宝簡集 67-726）が「壹石五斗五升五合内、二斗八升官物、所_レ残壹石貳斗七升五合、内六斗四升ノ片子ト、二斗八升ノ官物ト、都合九斗二升ハ地主取_レ之也」と記す（磯貝 2002, pp.113-16）。米の総生産は反別 31.1 斗となるが、計量升は不明。

- *25 「廿一口方評定引付」寛正 6 年 7 月 9 日条（東百_ケ 17）によると、用水不足から 7 月になって百姓が耕作を放棄している。
- *26 東百オ 173、文正 2 年 2 月 12 日「源阿弥陀仏田地作職売券」。東百ユ 138、永正 14 年 9 月 21 日「公文所法眼浄成田地作職寄進状」。
- *27 東百ツ 159、文明 18 年 12 月 2 日「九郎左衛門田地売券」。
- *28 東百シ 73-2、長享 2 年 10 月 10 日「弥三郎田地作職売券」。
- *29 東百エ 230、延徳 2 年 10 月 15 日「伊藤二郎左衛門田地作職売券」。
- *30 納入方法（米納⇔銭納）の変更が難しかったように（東百ち 9、「廿一口方評定引付」永享 5 年 10 月 13 日条。東百天地 37、「廿一口方評定引付」文明元年 7 月 24 日条）、現状維持的な志向が強い。
- *31 最低値とすれば、耕作者の米の取り分はゼロということになり、常識的にみてありえない。なお、耕作者の米の取り分は、最大値でとつても 30% 以下、中間値でとると 20% 以下となり、いずれもかなり少ない。
- *32 この説明は下久世荘により適合的である。上久世荘の場合、東寺関係文書で最古の作手売券は、貞和 3 年 12 月 24 日沙弥向仏田地売券（東百エ 175-9）である。
- *33 管見の作職売券を掲げる。文明 18 年 12 月 11 日「中里孫三郎売券」（「長福寺文書」1046 号）。永正 10 年 3 月 22 日「植松下司助衛門田地作職売券」（「革嶋家文書」拾遺 11 号）。当時の作職売券には「作職なので本支証はない」といった文言が散見される。こうした文言は、京郊南部地域でも作職売券の出現早期にみられた（西谷 2006, pp.444-52）。
- *34 人夫役 1 日分の換算値は、米 2.4 斗というケースが多いが、2.4~4.5 斗の幅がみられる（上島 1970, pp.193）。
- *35 詳細は不明だが、下司名は 8 斗、正賢名は 6 斗という高斗代であるから、もともと公事が存在しないか、あるいは、きわめて少量に設定されていた可能性がある。なお、宗方名の性格はいまひとつ明確でない（上島 1970, pp.172）。
- *36 やや厳密にいうと、加地子には諸公事分を含んだから、百姓分のほうが地主分より

も多いことになる。なお、ここでは百姓と一括して述べたが、実際には地主と耕作契約を結んだ作人の下に下作人が存在するケースが広くあり、作人は「名主代」と称された（西谷 2006, pp.452-57）。*33 前掲の「植松下司助衛門田地作職売券」には「此方徳分者、九合五夕之樹定_三四斗_一、無_二旱水風損_一可_レ有_二御知行_一候」とみえる。作人と下作人の間で地代が定額化され、作人が手元の加地子得点を処分したようすがうかがわれる。

*37 2回の事例をあげる。東百ア 191、永享 10 年「御燈田四塚二反半芥田注文」。東百け 17、「廿一口方評定引付」寛正 6（1465）年 7 月 9 日条。

*38 田麦（水田裏作麦）の非課税は「租税の法」といわれる（文永元年 4 月 26 日「関東御教書案」〈『中世法制史料集』第一巻、鎌倉幕府追加法 420 条〉）。田麦が領主の収取対象外であることは常識に属するが（磯貝 2003, pp.67）、地主の収取対象外としたことには、著名な『高野山文書』のケースを想起して、異論をもつむきもあるかもしれない。筆者がこう判断した理由は、以下の通りである。

筆者が収集した範囲であるが、山城国では、それなりに二毛作が存在したはずだが、地主と作人がやりとりした証書類において、裏作麦に関する契約はほとんど確認できない（裏作麦の刈分契約を結んだ、文明 6 年 9 月□日「兵衛九郎百姓職預状」〈『大徳寺文書之二』820 号〉はその稀な例外）。中世後期の社会は契約が重視された社会であって、地主・作人の請負関係では、恣意的に加地子を割り増すなど、地主が契約にない負担を請作人に強いることは社会的に許されない（西谷 2014）。請作人の努力で生産がふえれば、その増益分は彼の所得になるのが請負契約の特質である。そのことは裏作麦も同じで、その果実は労働者の所得となる。

ただしこれは、地主が裏作麦に何らかの権利をもつ可能性を否定しない。契約締結の際に裏作麦に関する条項を盛り込めば、その範囲で地主の請求権が成立した。雇用者である地主は、候補者の選択権をもつ点において、被雇用者の作人に対して優位な立場にあるから、状況の次第により、裏作麦を含めた契約が結ばれる可能性が存在した。しかしそれは、裏作開始とともに自然発生的に成立する性質のものではない。

*39 磯貝は土地証書類の裏作麦加地子の記載から推計を行った。前注で述べたような理由から、こうした方法で二毛作化率の推移を明らかにできる地域はきわめて限られており、時系列的な推移がうかがえる唯一無二のデータといえる。

- *40 「明治17年田地作付区別」では、「一毛作」に対して「二毛作以上」という項目で集計された。なお、この統計では、福島県に二毛作田は存在しないが、実際には近世前期から二毛作はおこなわれていた（「会津農書」）。県によっては、実態を反映しない場合もあるらしい。
- *41 有蘭正一郎は、近世農書の記述から、冬期湛水田の優秀さと、水田の多毛作にむかう志向をもたない地域が広汎に存在したことを論じている（有蘭2013）。
- *42 「永正1年」閏3月22日「上久世荘公文寒川家光書状」（東百ニ243）に、「当荘東田井為三川深一、先年親にて候者、堤を築候処、連々水二崩失候」とみえる。
- *43 たとえば、加賀藩の村役人土屋又三郎の『農業図絵』（日本農書全集第26巻、農山漁村文化協会1983）に「堀、江川の泥上て田畠の脊こゑに仕る」とみえる。また、クリーク地帯であるが、筑後国水田荘の故地（福岡県筑後市）では、第二次世界大戦ごろまで、「ホリ」（クリーク）から掻き揚げられた泥土が主要な肥料として使用されていたという（貴田潔『筑後国水田荘故地調査報告書 地誌編・史料編補遺』地域資料叢書13、海老澤衷研究室2015）。

表 2 上久世荘の年貢米の収納状況

	年次	現納高	年度納入高	典拠
		石 合	石 合	
1	1401 年分	204.465	205.278	教王 812
2	1404 年分	202.416	211.381	教王 859
3	1405 年分	189.442		東百ヲ 54
4	1406 年分	182.006	191.003	東百む 19
5	1408 年分	173.331	202.109	東百キ 21
6	1410 年分	207.470		教王 972
7	1411 年分	176.538		東百ヲ 64
8	1414 年分	205.793		東百む 20
9	1428 年分	208.075		東百キ 36
10	1429 年分	221.966		教王 1128
11	1430 年分	136.197	142.995	教王 1138
12	1431 年分	184.850		教王 1144
13	1432 年分	193.569		東百ケ 125
14	1434 年分	210.201	212.858	東百む 28
15	1435 年分	206.621	209.800	東百を 143
16	1437 年分	124.119	128.294	東百ミ 98
17	1438 年分	196.588	208.626	東百む 39
18	1439 年分	200.070		教王 1232
19	1440 年分	208.876	212.701	東百む 42
20	1444 年分	189.387		教王 1379
21	1445 年分	194.422	212.829	東百む 43
22	1446 年分	224.327		東百ル 146
23	1447 年分	225.131		東百ル 149
24	1448 年分	192.000	205.207	東百む 44
25	1449 年分	181.597		東百ぬ 27
26	1450 年分	180.693	220.200	教王 1428
27	1451 年分	180.665		東百ぬ 36
28	1452 年分	145.240		東百ケ 148
29	1453 年分	155.542		東百ぬ 39
30	1454 年分	167.236		教王 1548
31	1455 年分	227.008	235.855	東百む 48
32	1456 年分	220.324	229.752	教王 1584
33	1457 年分	223.347		教王 1596
34	1458 年分	207.715		教王 1629
35	1459 年分	215.318		教王 1645
36	1460 年分	159.866		教王 1660
37	1461 年分	177.731	215.321	東百む 52
38	1463 年分	214.295		東百キ 82
39	1464 年分	212.208		東百そ 61
40	1465 年分	155.632		東百そ 67
41	1466 年分	201.794		教王 1772
42	1479 年分	202.958		教王 1871-3
43	1480 年分	207.438		教王 1871-2
44	1481 年分	191.925		教王 1871-1
45	1482 年分	159.702		教王 2025-8
46	1483 年分	162.788		教王 2025-7
47	1484 年分	137.731		教王 2025-6
48	1485 年分	141.414		教王 2025-5
49	1486 年分	109.215	176.539	東百ま 14-5
50	1488 年分	160.681		教王 2025-1

	年次	現納高	年度納入高	典拠
		石 合	石 合	
51	1490 年分	99.243		教王 2094-7
52	1491 年分	127.243		教王 2094-6
53	1492 年分	94.521		教王 2094-4
54	1493 年分	119.657		教王 2094-2
55	1494 年分	114.400		教王 2094-1
56	1495 年分	90.421	190.854	東百む 82
57	1496 年分	80.574		東百キ 114
58	1497 年分	82.252		教王 2152
59	1498 年分	117.660	211.646	教王 2186
60	1499 年分	26.061	101.458	教王 2199
61	1500 年分	156.576	193.784	東百む 104
62	1501 年分	84.683	107.021	東百モ 122
63	1502 年分		76.370	東百ル 188
64	1503 年分		42.233	東百ま 16-1
65	1505 年分	32.518	40.143	東百ま 16-2 ①
66	1506 年分	34.440	43.271	東百ま 17-1 ①
67	1507 年分		18.931	東百む 110-1
68	1508 年分		29.279	東百む 111-1
69	1509 年分		32.310	東百む 112-1
70	1510 年分		9.605	東百む 113-1
72	1512 年分		10.872	東百む 114-1
73	1513 年分		14.136	東百む 115-1
74	1514 年分	12.532	17.480	東百そ 99-東百む 116-1
75	1515 年分	15.135	18.493	教王 2329-東百む 117-1
76	1516 年分	15.010	21.205	東百り 244-教王 2343
77	1517 年分		47.120	東百ま 17-2 ①
78	1518 年分		31.913	東百む 118-1
79	1519 年分		27.108	東百ま 18-1 ①
80	1520 年分		28.345	教王 2366
81	1522 年分		44.717	教王 2377
82	1523 年分	42.911	45.649	東百む 121
83	1524 年分		37.593	東百む 122-1
84	1525 年分	39.989	54.979	教王 2418
85	1526 年分	22.431	27.722	教王 2419
86	1527 年分	4.188	6.461	東百ま 19-1 ①
87	1528 年分	46.282	60.917	東百む 123-1
88	1529 年分	20.612	24.677	東百む 124-1
89	1531 年分	25.761	37.167	東百モ 133
90	1532 年分	121.161	152.142	東百む 125-1
91	1533 年分	93.715	118.609	東百む 127
92	1534 年分	99.903	130.102	東百ま 19-2 ①
93	1535 年分	57.770	62.988	東百む 126-1
94	1539 年分		65.849	東百モ 140
95	1575 年分		75.483	東百む 131
96	1577 年分		70.636	東百む 132
97	1578 年分		40.848	東百む 133
98	1579 年分		57.108	東百む 134

- 注) (1) 東寺公文所・上久世荘公文が作成した散用状・未進徴符をもとに作成した。
 (2) 「現納高」にはその年度分として東寺に納入された額、「納入年貢高」にはその年に東寺に納入された額(現納分+未進現納分)を記載した。
 (3) 年貢米高は「合」までを記載し、「勺」以下は切り捨てた。
 (4) 1428 年以降は新寄進分 20 石を含むが、帳簿上はこれが納入高に含まれない年もある。
 (5) 1499 年には半済が実施された。